

第 1 4 7 1 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市まち・ひと・しごと創生基金条例……………5
 甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する
 条例の一部を改正する条例……………7
 甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………8
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条
 例……………9
 甲府市職員特別給与条例の一部を改正する条例……………10
 甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例……………11
 甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
 正する条例……………12
 甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………14
 甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の
 一部を改正する条例……………15
 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
 部を改正する条例……………17
 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例……………18
 甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………19
 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条
 例……………21
 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例……………22
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………23
 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………26
 甲府市市税条例の一部を改正する条例……………27

[規 則]

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則……………29
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規
 則……………41
 甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改
 正する規則……………42
 甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………44
 甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則……………45
 甲府市財務規則の一部を改正する規則……………48

甲府市補助金等交付規則の一部を改正する規則	49
甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	50
甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則	51
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	52
甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	53
市立甲府病院看護学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	55
甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	56
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	59
[規 程]	
甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	60
[告 示]	
入札告示	84
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	87
差押調書（謄本）公示送達	88
介護保険料更正通知書・納入通知書・納付書公示送達	89
介護保険被保険者証無効告示	90
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	91
入札告示	92
開発行為に関する工事の完了公告	95
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書公示送達	96

公売公告兼見積価額公告	97
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	98
公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	99
住宅使用料督促状公示送達	100
配当計算書・充当通知書公示送達	101
指定居宅サービス事業者の指定公示	102
令和3年度補正予算の公表	103
甲府市一般任期付職員採用試験実施公告	104
農業振興地域整備計画の変更公告	105
国民健康保険料督促状公示送達	106
公売公告兼見積価額公告	107
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	108
国民健康保険被保険者証無効告示	110
令和4年度固定資産課税台帳の縦覧公示	111
甲府市任期付職員採用試験実施公告	112
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	113
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	114
差押調書（謄本）公示送達	115
市道路線の認定告示	116
道路区域の決定告示	117
令和4年度予算の公表	118
介護保険料督促状公示送達	119
介護保険料過誤納還付通知書公示送達	120
開発行為に関する工事の完了公告	121
生活保護費に係る滞納債権に対する督促状・催告状公示送達	122
開発行為に関する工事の完了公告	123
配当計算書・充当通知書公示送達	124

道路区域の変更告示	125
道路の供用開始告示	126
介護保険被保険者証無効告示	127
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示（3件）	128
介護保険料更正通知書・更正通知書兼特別徴収中止通知書・納入通知書・納付書公示送達	131
都市公園区域の変更告示	132
道路の供用開始告示	133
道路区域の変更告示	134
経営管理権集積計画を定めた旨の公告	135
開発行為に関する工事の完了公告	138
指定障害児通所支援事業者の指定公示	139
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	140
指定障害児通所支援事業者の指定公示	141
指定障害福祉サービス事業者の指定公示（2件）	142
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	144
都市計画事業認可図書縦覧告示（2件）	145
[教育委員会]	
甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則	147
甲府市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	148
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	150
甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	151
甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則	152
甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則	153
甲府市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則	154
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程（2件）	155

文化財の甲府市指定有形文化財指定告示	161
[選挙管理委員会]	
甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程	163
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	164
[公平委員会]	
甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	165
[農業委員会]	
甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	166
[上下水道局]	
甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程	167
甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程	168
甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程	174
甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程	175
甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	176
甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	178
甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	180
甲府市上下水道局公印管守規程及び甲府市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	181
指定給水装置工事事業者の指定告示（2件）	183
[甲府市災害対策本部]	
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	185
[甲府市地震災害警戒本部]	

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	191
[任免辞令]	
市長事務部局	197
議会局	199
教育委員会	199
選挙管理委員会事務局	199
上下水道局	200

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市まち・ひと・しごと創生基金条例をここに公布する。

令和4年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第1号

甲府市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 本市における地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てるため、甲府市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てる場合に限

り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第2号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年12月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にすることができる。

第3条第2項中「記載」を「記載をし、又は記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第3号

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第5条第2項第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認めるとき 5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内

第15条第4項中「その事実を知った日」を「任命権者から承認を得た期間の最初の日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市職員特別給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第5号

甲府市職員特別給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員特別給与条例（大正3年1月告示第1号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている給付を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第6号

甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例

甲府市職員特別給与条例臨時特例（昭和24年2月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の34中「次の各号」の次に「のいずれか」を加え、「掲げる」を「定める」に改め、同条第1号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（18歳以上20歳未満の子にあつては重度障害である者に限る。）」を削り、同条第2号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第7号

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年7月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

（報酬の額等）

第12条 団員には、別表に定める額の年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合の年額報酬は、それぞれの勤務した期間（新たに団員に任用され、又は団員がその職を離れた場合は、その日の属する月を含む。）に応じて月割により支給する。

(1) 年度の途中において、団員に任用され、又はその職を離れた場合

(2) 年度の途中において、年額報酬の額の異なる区分に異動した場合

3 年額報酬は、年度ごとに支給するものとし、翌年度の5月に支給するものとする。

4 出動報酬は、各年度において、4月分から9月分までについては当該年度の11月に、10月分から翌年3月分までについては翌年度の5月に当該期間の実績に応じて支給するものとする。

（費用弁償）

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、甲府市職員旅費支給条例（昭和30

年 3 月条例第 1 6 号) に定める一般職相当職とみなし、費用弁償を支給する。
 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 1 2 条関係)

1 年額報酬

区分	報酬の額
団長	年額 82,500 円
副団長	年額 69,000 円
分団長	年額 37,500 円
副分団長	年額 32,500 円
部長	年額 28,000 円
班長	年額 24,000 円
団員 (上記以外の者に限る。)	年額 23,500 円

2 出勤報酬

区分	支給単位	報酬の額	摘要
災害	1 日	8 時間以上	消防長、消防署長又は団長の命令により災害現場において職務に従事したときに支給する。
		4 時間以上	
		8 時間未満	
		4 時間未満	
警戒	1 日	1,500 円	消防長又は団長の指示により警戒業務に従事したときに支給する。
訓練	1 日	1,500 円	団長の招集、指示等により訓練に従事したときに支給する。
その他	1 日	1,500 円	市長が必要に応じ、その都度定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第9号

甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第33条」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（サテライト型住居の設置）

第11条の2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分以内で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
 - (2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下
- 5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

本則に次の1条を加える。

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)

第33条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第10号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第14条中「（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第14条の項中「（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第11号

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条第2項第3号及び第80条第2項第3号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(7)を削り、同号ア(4)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(4)を同号ア(7)とし、同号ア(7)中「市長が」を「規則で」に改め、同号ア(7)を同号ア(4)とする。

第5条の2中「市長」を「任命権者」に改める。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第11条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第13号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「令和4年3月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第49条の2第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内の期間、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、初任給調整手当として支給する。この場合において、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給するものとする。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 308,600円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 30,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第15号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第13条の2」の次に「及び第13条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第13条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替え

るものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第13条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第13条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、第5項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

第14条の5中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の5の2中「第13条の2」の次に「及び第13条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の5の10中「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中20の項を21の項とし、9の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

9 不妊治療休暇	5日（体外受精その他の教育委員会規則で定める不妊治療である場合にあっては、10日）以内
----------	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第17号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第32条の10第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第53条の2第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第5条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第13条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第15条中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項若しくは第40項」に、「第34項」を「第33項」に改める。

附則第16条中「附則第13条第2項及び」を「附則第13条第1項及び第2項並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規則

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第5号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表市長直轄組織、市長室の項に次のように加える。

情報発信課	広報係、プロモーション推進係、記念事業係
-------	----------------------

第3条第1項の表市長直轄組織、情報戦略室の項を削り、同表行政経営部、契約管財室、財産活用課の項を削り、同表企画財務部、企画財務総室の項及び連携推進室の項を次のように改める。

企画財務総室	総務課	庶務係、税制係
	企画財政課	企画財政係、主計係
	自治体連携課	自治体連携係、移住定住係
	財産活用課	財産活用係
政策推進室	政策課	政策係
	SDGs推進課	SDGs推進係
	地域デザイン課	地域デザイン係

第3条第1項の表環境部、環境総室の項及び廃棄物対策室の項を次のように改

める。

環境総室	総務課	庶務係、施設係
	環境政策課	温暖化対策係、環境政策係
環境対策室	ごみ収集課	収集衛生係、廃棄物係
	ごみ減量課	ごみ減量係
	環境保全課	環境保全係、公害対策係

第3条第1項の表まちづくり部、まち開発室の項及びまち整備室の項を次のように改める。

まち開発室	都市計画課	計画係、指導係
	産業立地課	産業立地係
	区画整理課	換地補償係、工事係
	公園緑地課	公園係、動物園整備係
	建築指導課	審査係、指導係
まち整備室	都市整備課	工事係、用地係
	道路河川課	用地係、道路係、河川係
	地籍調査課	地籍係
	建築営繕課	建築係、営繕係、設備係

第3条第1項の表まちづくり部、施設整備室の項を削る。

第8条第6項の表人事管理室の項を削り、同表契約管財室、公共施設マネジメント担当課長の項を削る。

第19条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第3項を削る。

第26条中「環境部廃棄物対策室減量課」を「環境部環境対策室ごみ減量課」に改める。

第26条の2を次のように改める。

第26条の2 削除

第30条の2中「まちづくり部まち整備室公園緑地課」を「まちづくり部まち開発室公園緑地課」に改める。

第36条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とす

る。

第46条第2項中「、情報戦略室長」を削る。

別表第1市長直轄組織、市長室、秘書課の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同表市長直轄組織、市長室、国際交流課の項第2号を次のように改める。

(2) 姉妹都市、友好都市等に関する事。

別表第1市長直轄組織、市長室、国際交流課の項に次の1号を加える。

(3) 国際親交委員会に関する事。

別表第1市長直轄組織、市長室の項に次のように加える。

情報発信課	(1) 広報に関する事。 (2) 広報刊行物の発行及び各種広報媒体の活用に関する事。 (3) 市勢情報の調整及び分析に関する事。 (4) 市の情報発信の調整に関する事。 (5) 報道機関との連絡調整に関する事。 (6) こうふ開府の日に関する事。 (7) こうふ開府500年レガシー事業に関する事。
-------	---

別表第1市長直轄組織、情報戦略室の項を削り、同表行政経営部、行政経営総室、行政経営課の項第9号を次のように改める。

(9) 行政評価に関する事（外部評価に関するものに限る。）。

別表第1行政経営部、人事管理室、職員課の項中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の公務災害等の補償に関する事。

別表第1行政経営部、人事管理室、職員課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の服務に関する事。

別表第1行政経営部、契約管財室、財産活用課の項を削り、同表企画財務部、企画財務総室、総務課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地方分権に関する事。

別表第1 企画財務部、企画財務総室、企画財政課の項中第1 号から第9 号までを削り、第10 号を第1 号とし、第11 号から第20 号までを9 号ずつ繰り上げ、同項に次の1 号を加える。

(12) 行政評価に関する事（外部評価に関するものを除く。）。

別表第1 企画財務部、企画財務総室の項に次のように加える。

自治体連携課	(1) 広域行政に関する事。 (2) 市町村合併に関する事。 (3) 自治体連携に関する事。 (4) 移住定住に関する事。
財産活用課	(1) 国土利用計画法（昭和49 年法律第92 号）に基づく市町村計画に関する事。 (2) 公共用地の取得及び処分の調整に関する事。 (3) 公共施設等マネジメントの推進に関する事。 (4) 公有地の利活用に関する事。

別表第1 企画財務部、連携推進室の項を次のように改める。

政策推進室	政策課	(1) 市政の基本方針に関する事。 (2) 中心市街地の活性化に関する事。 (3) 人口減少対策に関する事。 (4) 政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関する事。 (5) 自治基本条例に関する事。
	SDGs 推進課	(1) SDGs の推進に関する事。 (2) 公民連携に関する事。
	地域デザイン課	(1) 南部及び北部中山間地域の振興に関する事。 (2) リゾート計画に関する事。 (3) 過疎地域持続的発展計画に関する事。 (4) 編入合併地域に係るサービスの調整及び当該地域の振興に関する事。

	(5) 甲府市都市計画マスタープランの地域別構想の策定及び推進に関すること。
--	--

別表第1福祉保健部、福祉保健総室（福祉事務所）、総務課の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 福祉総合相談に関すること。

別表第1福祉保健部、保険経営室、指導監査課の項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 社会福祉法人の設立の許可、社会福祉連携推進法人の認定に関すること。

(2) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設等の指導監査に関すること。

別表第1福祉保健部、保険経営室、介護保険課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同表環境部の項を次のように改める。

環境部	環境総室	総務課	(1) 一般廃棄物処理施設等の建設に伴う周辺整備に関すること。 (2) 全国都市清掃会議に関すること。 (3) 庁用自動車等の管理及び整備に関すること。 (4) 環境センター等の維持及び運営管理に関すること。 (5) 災害廃棄物処理計画に関すること。 (6) 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関すること。 (7) 笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関すること。 (8) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の負担金に関すること。 (9) 部内の文書の総括指導に関すること。 (10) 部内の庶務に関すること。
		環境政策課	(1) 環境政策に関すること。 (2) 環境審議会に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 環境基本計画に関すること。 (4) 地球温暖化対策に関すること。 (5) 甲府市地球温暖化対策地域協議会に関すること。
環境対策室	ごみ収集課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の収集業務に関すること。 (2) 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び指導に関すること。 (3) 一般廃棄物の排出指導に関すること。 (4) すぐやる業務に関すること。 (5) し尿処理問題研究協議会に関すること。 (6) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に関すること。 (7) そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関すること。 (8) 環境美化に関すること。 (9) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。 (10) 有価物及び資源物回収に関すること。 (11) 多量排出業者の排出指導に関すること。 (12) 使用済自動車の再資源化に関すること。 (13) 有害使用済機器の保管等に関すること。 (14) 汚泥処理手数料の収納管理に関すること。 (15) 産業廃棄物の許可に関すること。 (16) 一般廃棄物処理施設の許可に関すること。 (17) 特定産業廃棄物特別措置法に関すること。 (18) 産業廃棄物の不法投棄に関すること。 (19) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関すること。
	ごみ減量課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 減量化、資源化、リサイクルに関すること。 (2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 廃棄物減量等推進研究会に関すること。 (4) リサイクル推進員に関すること。 (5) 有価物及び資源物の事務に関すること。 (6) リサイクルプラザに関すること。 (7) 一般廃棄物処理計画に関すること。 (8) 環境教育に関すること。
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全対策に関すること。 (2) 公害防止に関すること。 (3) 生活排水対策に関すること。 (4) 環境監視員に関すること。 (5) 北部山間地域の水質保全対策に関すること。

別表第1まちづくり部、まち開発室、地域デザイン課の項を削り、同表まちづくり部、まち開発室の項に次のように加える。

公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑化の推進及び樹木等の保存に関すること。 (2) 緑化推進協議会に関すること。 (3) 緑化推進用苗木及び花きの購入契約並びに検収に関すること。 (4) 病虫害駆除対策に関すること。 (5) 都市公園の設置及び管理に関すること。 (6) 公共緑化樹木の維持に関すること。 (7) つつじが崎霊園の運営管理に関すること。
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認処分及び建築統計に関すること。 (2) 建築基準法に基づく許可、認定等に関すること。 (3) 建築基準法に基づく指定確認検査機関の報告及び事務処理に関すること。 (4) 建築基準法に基づく相談、指導、道路位置指定、定期報告、建築協定等に関すること。 (5) 建築審査会に関すること。

- (6) 住宅金融支援機構からの受託業務に関する事。
- (7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関する事。
- (8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅新築及び優良宅地造成の認定に関する事。
- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事（都市計画課の業務に属するものを除く。）。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する事。
- (11) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に関する事。
- (12) 被災建築物応急危険度判定に関する事。
- (13) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）に関する事。
- (14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関する事。
- (15) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関する事。
- (16) 住宅リフォームに関する事。

別表第1まちづくり部、まち整備室、公園緑地課の項を削り、同表まちづくり部、まち整備室の項に次のように加える。

建築営繕課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校建築工事及び敷地造成工事に関する事。 (2) 市有施設工事及び敷地造成工事に関する事。 (3) 市有施設の維持修繕に関する事。 (4) 市有施設の保全計画の策定及び推進に関する事。
-------	---

別表第1まちづくり部、施設整備室の項を削る。

（甲府市墓地条例施行規則の一部改正）

第2条 甲府市墓地条例施行規則（昭和34年10月規則第32号）の一部を次の

ように改正する。

第18条第1項中「公園緑地課公園緑地係長」を「公園緑地課公園係長」に改める。

(甲府市都市公園条例施行規則の一部改正)

第3条 甲府市都市公園条例施行規則(昭和35年11月規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「まちづくり部まち整備室公園緑地課」を「まちづくり部まち開発室公園緑地課」に改める。

(甲府市役所庁中管理規則の一部改正)

第4条 甲府市役所庁中管理規則(昭和37年11月規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「行政経営部人事管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室研修厚生課長」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第5条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表つつじが崎霊園管理者印の項中「まちづくり部まち整備室公園緑地課長」を「まちづくり部まち開発室公園緑地課長」に改め、同表甲府市建築主事印の項中「まちづくり部施設整備室建築指導課長」を「まちづくり部まち開発室建築指導課長」に改める。

別表第1専用公印の表市役所印の項、建築審査会印の項及び建築確認等専用市長印の項中「まちづくり部施設整備室建築指導課長」を「まちづくり部まち開発室建築指導課長」に改める。

第1号様式、第3号様式、第6号様式の4及び第8号様式中「総務部総務課長」を「行政経営部総務課長」に改める。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第6条 甲府市職員被服貸与規則(昭和49年7月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表の1事務職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表1の項中「事務服又は」を削り、同表3の項中「廃棄物対策課」を「ごみ収集課廃棄物係」に

改め、同表 5 の項中「夏保育用作業服（下）」を「夏保育用作業服（上）」に改め、同表 8 の項中「事務服又は」を削り、同表に次のように加える。

1 3	社会福祉主 事（男性）	夏作業服（上下）	3 夏	1	生活福祉課保護係に勤 務する職員に限る。
		冬作業服（上下）	3 冬	1	
		防寒服（上）	4 冬	1	
1 4	社会福祉主 事（女性）	夏事務服（上下） 又は夏作業服（上 下）	3 夏	1	
		冬事務服（上下） 又は冬作業服（上 下）	3 冬	1	
		防寒服（上）	4 冬	1	

別表の 2 技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表 1 の項中「事務服又は」を削る。

別表の 3 技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表 1 の項中「減量課」を「ごみ減量課」に、「収集衛生課」を「ごみ収集課収集衛生係」に、「廃棄物対策課」を「ごみ収集課廃棄物係」に改め、同表 3 の項を次のように改める。

3	運転業務に 従事する技 能労務職員	夏作業服（上下）	3 夏	1	市長室、行政経営部及 び議会局に勤務する職 員に限る。
		冬作業服（上下）	3 冬	1	
		ゴム長靴	4 年	1	

（甲府市財務規則の一部改正）

第 7 条 甲府市財務規則（昭和 6 2 年 1 月規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 2 条第 2 項の表中「収集衛生課長」を「ごみ収集課長」に、「健康保険課医療係」を「健康保険課後期医療係」に、「収集衛生課収集衛生係長」を「ごみ収集課収集衛生係長」に改める。

第 9 3 条の表中「スポーツ課スポーツ係」を「スポーツ課スポーツ係及び企画

整備係」に改める。

第94条第2項第3号中「収集衛生課」を「ごみ収集課」に改める。

(甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第8条 甲府市職員安全衛生管理規則（平成3年3月規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「収集衛生課長」を削り、「廃棄物対策課長」を「ごみ収集課長」に改める。

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第4号及び第4条第3項中「環境部廃棄物対策室減量課」を「環境部環境対策室ごみ減量課」に改める。

(甲府市環境審議会規則の一部改正)

第10条 甲府市環境審議会規則（平成13年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「環境部環境総室環境保全課」を「環境部環境総室環境政策課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

市長直轄 組織	情報戦略室	情報発信課	市長直轄 組織	市長室	情報発信課
		記念事業課			
行政経営 部	契約管財室	財産活用課	企画財務 部	企画財務総 室	財産活用課
企画財務	連携推進室	自治体連携			自治体連携

部		課			課		
		公民連携課			政策推進室	S D G s 推進課	
環境部	環境総室	環境保全課	環境部	環境対策室	環境保全課		
	廃棄物対策室	減量課			ごみ減量課		
		収集衛生課			ごみ収集課		
		廃棄物対策課					
まちづくり部	まち開発室	地域デザイン課	企画財務部	政策推進室	地域デザイン課		
	まち整備室	公園緑地課			まちづくり部	まち開発室	公園緑地課
	施設整備室	建築指導課					建築指導課
		建築営繕課					まち整備室

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第6号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第15条の2 条例第10条第1号の2に規定する休暇（以下「不妊治療休暇」という。）は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

2 条例第10条第1号の2の規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

3 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。

4 不妊治療休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 1時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第11条第3項の規定を準用する。

6 不妊治療休暇の請求に関しては、第12条の規定を準用する。

第2号様式（2枚目）（表）中「結婚休暇」の次に「不妊治療休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第7号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第12号」を「第9号の2、第12号」に改める。

第15条第1項及び第16条第1項中「引き続き在職した期間が1年以上で」を削る。

別表第3の第9号中「1の年度」を「一の年度」に改め、同号の次に次のように加える。

(9)の2 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間の範囲内の期間
--	--

別表第4の第2号中「6月」を「6月以上の任期が定められているもの又は6月」に、「1の年度」を「一の年度」に改め、同表の第3号中「6月以上継続勤務しているもの」を「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務し

ているものに限る。」に、「1の年度」を「一の年度」に改め、同表の第7号中「前2号」を「前3号」に、「1の年度」を「一の年度」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第8号

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(㊦)の市長が」を「第2条第4号ア(㊦)の規則で」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第9号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給する職）」を付し、同条中「第49条の2第1項」を「第49条の2第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第49条の2第1項第2号に規定する職は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職で、獣医学に関する専門的知識を必要とすると市長が認めるものとする。

第3条の前に見出しとして「（支給する職員の範囲）」を付し、同条を次のように改める。

第3条 条例第49条の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（第8条において「経過期間」という。）内に行われたもの
- (2) 前条第2項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第

186号)に規定する獣医師免許証を有する者に限る。)

第5条中「35年」の次に「(同条第2号に規定する職員にあつては15年)」を加える。

第6条第1項中「第3条の職員に支給する」を削り、「35年」を「、第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては35年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては15年」に、「別表に掲げる採用の日以後の期間の区分に応じた」を「職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる」に、「学校教育法」を「第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては、学校教育法」に改める。

第7条中「35年」を「、第2条第1項に規定する職員となつた者にあつては35年、同条第2項に規定する職員となつた者にあつては15年」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	第1項職員 月額	第2項職員 月額
	円	円
1年未満	308,600	30,000
1年以上2年未満	308,600	30,000
2年以上3年未満	308,600	30,000
3年以上4年未満	308,600	30,000
4年以上5年未満	308,600	30,000
5年以上6年未満	308,600	30,000
6年以上7年未満	308,600	27,000
7年以上8年未満	308,600	24,000
8年以上9年未満	308,600	21,000
9年以上10年未満	308,600	18,000
10年以上11年未満	308,600	15,000
11年以上12年未満	308,600	12,000
12年以上13年未満	308,600	9,000

13年以上14年未満	308,600	6,000
14年以上15年未満	308,600	3,000
15年以上16年未満	308,600	
16年以上17年未満	305,300	
17年以上18年未満	302,000	
18年以上19年未満	298,700	
19年以上20年未満	295,400	
20年以上21年未満	292,100	
21年以上22年未満	278,300	
22年以上23年未満	264,300	
23年以上24年未満	250,800	
24年以上25年未満	236,900	
25年以上26年未満	223,200	
26年以上27年未満	205,600	
27年以上28年未満	188,500	
28年以上29年未満	171,200	
29年以上30年未満	153,600	
30年以上31年未満	135,600	
31年以上32年未満	117,300	
32年以上33年未満	99,400	
33年以上34年未満	73,400	
34年以上35年未満	49,100	

備考 この表において、「第1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「第2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第10号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項に次の1号を加える。

(iii) 学校給食費

第93条の表中「教育総室総務課長」を「教育総室総務課長、学事課長」に、「生涯学習課生涯学習係」を「学事課保健給食係、生涯学習課生涯学習係」に改める。

第125条第1項第3号に次のように加える。

まち・ひと・しごと創生基金

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第125条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第11号

甲府市補助金等交付規則の一部を改正する規則

甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第9条 事業施行者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金等のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第12号

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成31年3月規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条中「規程」を「規定」に改める。

第11条第1項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、同条第2項中「第31条の6第5項」を「第31条の6第6項」に、「第37条第5項」を「第37条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利子補給に関する規則（昭和45年3月規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「第31条の6第4項」を「第31条の6第5項」に、「第37条第4項」を「第37条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日
を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第14号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日
を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日
を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成31年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第13条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
甲府市長	印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令等の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令等の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令等の条項	該当の有無

注1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令等の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令等の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令等の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

市立甲府病院看護学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第16号

市立甲府病院看護学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
市立甲府病院看護学生修学資金貸与条例施行規則（平成22年3月規則第2号）
の一部を次のように改正する。

「申請者 氏名 ⑩
第1号様式中 上記法定代理人 住所 を
氏名 ⑩
（申請者が未成年者の場合のみ記入）」

「申請者 氏名 ⑩」に改める。

「修学生 住所
氏名 ⑩
第7号様式中 を
上記法定代理人 住所
氏名 ⑩
（修学生が未成年者の場合のみ記入）」

「修学生 住所
氏名 ⑩」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第17号

甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する
規則

甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則（昭和49年3月規則
第19号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

第23条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 令第21条の5第1項第15号に規定する資金前渡をすることができる経費
は、次に掲げるものとする。

- (1) 郵便料
- (2) 講習会、研修会等出席者負担金
- (3) 有料道路通行料及び駐車料
- (4) 損害保険の保険料
- (5) 供託金

別表勘定科目の収益の表中

			雑収益	電気料金、 井水料金等	を
--	--	--	-----	----------------	---

			雑収益	電気、井水 使用料等	に、
--	--	--	-----	---------------	----

			配当金		を
--	--	--	-----	--	---

			配当金 長期貸付金 利息		に改め、
--	--	--	--------------------	--	------

同表勘定科目の費用の表中

			その他特別 損失		を
--	--	--	-------------	--	---

	予備費	予備費	その他特別 損失		に改め、
			予備費		

同表勘定科目の資産の表中

		その他投資			を
--	--	-------	--	--	---

「
		長期貸付金		
		その他投資		
」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第18号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「7万3,090円」を「7万5,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「3万6,500円」を「3万7,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び情報戦略室」を削る。

別表第2市長直轄組織、市長室、秘書の表第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第2市長直轄組織、市長室、国際交流の表第1項第2号を次のように改める。

(2) 姉妹都市、友好都市等に関する事 と。	○				
---------------------------	---	--	--	--	--

別表第2市長直轄組織、市長室の表に次のように加える。

情報発信 項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 市勢情報の調整及び分析に関する事項					
(1) 市勢情報の調整及び分析に関する事 と。			○		

2 広報活動に関する事項					
(1) 広報誌等刊行物の企画、編集及び発行に関すること。	重要		一般的	軽易	
(2) テレビ放送の企画制作に関すること。	同上		同上	同上	
(3) ラジオ放送原稿の作成に関すること。				○	
(4) 新聞広告の企画に関すること。	重要		一般的	軽易	
(5) ホームページの発信に関すること。				○	
(6) 広報連絡主任に関すること。				○	
3 市の情報発信の調整に関する事項					
(1) 市の情報発信の調整に関すること。				○	
(2) 報道機関との連絡調整に関すること。				○	
4 こうふ開府の日に関する事項					
(1) こうふ開府の日に関すること。		重要	一般的	軽易	
5 こうふ開府500年レガシー事業に関する事項					

(1) こうふ開府 500年レガシー 事業に関するこ と。		重要	一般的	軽易	
--	--	----	-----	----	--

別表第2市長直轄組織、情報戦略室の表を削る。

別表第2行政経営部、行政経営総室、行政経営の表第5項を次のように改める。

5 行政評価に関する 事項					
(1) 行政評価に関す ること（外部評価 に関するものに限 る。）。		○			

別表第2行政経営部、契約管財室、財産活用の表を削る。

別表第2企画財務部、企画財務総室、企画財政の表第1項から第5項までを削り、第6項を第1項とし、第7項から第12項までを5項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

8 行政評価に関する 事項					
(1) 行政評価に関す ること（外部評価 に関するものを除 く。）。		○			

別表第2企画財務部、企画財務総室の表に次のように加える。

自治体連携		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 広域行政に関する 事項						
(1) 広域行政に関す ること。		重要	一般的	軽易		
2 自治体連携に関す る事項						
(1) 自治体連携に関 すること。		重要	一般的	軽易		
3 市町村合併に関す る事項						

(1) 市町村合併に関する こと。		○			
4 移住定住に関する 事項					
(1) 移住定住に関する こと。		重要	一般的	輕易	
財産活用					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 土地政策に関する 事項					
(1) 国土利用計画法 (昭和49年法律 第92号)に基づ く市町村計画に関 すること。		○			
(2) 公共用地の取得 及び処分の調整に 関すること。		○			
2 公共施設等マネジ メントの推進に関す る事項					
(1) 公共施設等マネ ジメントの推進に 関すること。		重要	一般的	輕易	
(2) 公有地の利活用 に関すること。		○			

別表第2企画財務部、連携推進室の表を次のように改める。

政策推進室

政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 中心市街地の活性 化に関する事項					
(1) 中心市街地活性 化の推進に関する こと。		重要	一般的	輕易	

2	人口減少対策に関する事項				
(1)	人口減少対策に関すること。	重要	一般的	軽易	
3	政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関する事項				
(1)	政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関すること。	重要	一般的	軽易	

S D G s 推進						
項目		決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1	S D G s 推進に関する事項					
(1)	S D G s 推進に関すること。	重要	一般的	軽易		
2	公民連携に関する事項					
(1)	公民連携に関すること。	重要	一般的	軽易		

地域デザイン						
項目		決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1	南部及び北部中山間地域の振興に関する事項					
(1)	北部山間地域振興協議会に関すること。	重要	一般的	軽易		
(2)	リゾート計画の推進に関すること。	同上	同上	同上		

(3) その他南部及び北部中山間地域の振興に関すること。		同上	同上	同上	
2 過疎地域持続的発展計画に関する事項					
(1) 過疎地域持続的発展計画に関すること。		重要	一般的	軽易	
3 編入合併地域の振興に関する事項					
(1) 編入合併地域の振興に関すること。		重要	一般的	軽易	
4 都市計画マスタープラン地域別構想策定に関する事項					
(1) 都市計画マスタープラン地域別構想に関すること。		重要	一般的		

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、総務の表に次のように加える。

1 3 福祉総合相談に関する事項					
(1) 福祉総合相談窓口に関すること。				○	
(2) サービスの総合調整に関すること。				○	
(3) 介護支援情報の提供に関すること。				○	

別表第2福祉保健部、保険経営室、指導監査の表第1項第1号中「社会福祉法人」を「社会福祉法人、社会福祉連携推進法人」に改める。

別表第2福祉保健部、保険経営室、介護保険の表第9項を削る。

別表第2環境部、環境総室、総務の表第4項中「環境センター（一般廃棄物処理施設を除く。）」を「環境センター等」に改め、同表第5項を次のように改め

る。

5 災害廃棄物処理計画に関する事項					
(1) 災害廃棄物処理計画に関すること。		○			

別表第2環境部、環境総室、総務の表に次のように加える。

6 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関する事項					
(1) 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関すること。				○	
7 笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関する事項					
(1) 事務委託による共同処理に関すること。			○		

別表第2環境部、環境総室、環境保全の表を次のように改める。

環境政策						
項目	決定区分				備考	
	副市長	部長等	室長	課長		
1 環境政策の企画等に関する事項						
(1) 環境施策の企画及び調整に関すること。		○				
2 環境基本計画に関する事項						
(1) 環境基本計画の推進及び見直しに関すること。		○				
3 地球温暖化対策に関する事項						

(1) 地球温暖化対策 実行計画に関する こと。		○			
(2) 省エネルギー及 び新エネルギーの 推進に関するこ と。			○		

別表第2環境部、廃棄物対策室の表を次のように改める。

環境対策室

ごみ収集		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 廃棄物の収集に関する事項						
(1) 一般廃棄物の収集に関すること。			○			
(2) 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び取消しに関すること。		○				
(3) 一般廃棄物の収集及び運搬手数料の決定に関すること。		重要		軽易		
(4) 一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の収集に関すること。				○		
(5) し尿処理に関すること。				○		
(6) 塵芥収集、浄化槽清掃業等の手数料徴収に関すること。				○		
2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に						

関する事項					
(1) 特定家庭用機器再商品化法に関すること。				○	
3 そ族、昆虫の駆除等に関する事項					
(1) そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関すること。				○	
4 環境美化に関する事項					
(1) 環境美化運動の推進に関すること。				○	
(2) 環境パトロール車の運用に関すること。				○	
(3) 消毒機等の貸与及び運用に関すること。				○	
(4) あき地に繁茂した雑草に係る措置の指導及び勧告に関すること。				○	
(5) あき地に繁茂した雑草の除去命令に関すること。			○		
(6) 不法投棄物の措置の指導及び勧告に関すること。				○	
(7) 不法投棄物の措置の命令に関すること。			○		
(8) 不法投棄物の措置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に		○			

関すること。					
(9) 飲料販売業者に対する回収容器設置の指導及び勧告に関すること。				○	
(10) 飲料販売業者に対する回収容器設置の命令に関すること。			○		
(11) 飲料販売業者に対する回収容器設置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関すること。		○			
(12) 廃棄物が散乱している土地の措置の指導及び勧告に関すること。				○	
(13) 廃棄物が散乱している土地の措置の命令に関すること。			○		
(14) 廃棄物が散乱している土地の措置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関すること。		○			
5 有価物及び資源物回収に関する事項					
(1) 有価物及び資源物回収に関すること。				○	
6 廃棄物の多量排出事業者に関する事項					
(1) 多量排出事業者に関すること。				○	

7 使用済自動車の再資源化等に関する事項					
(1) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言に関すること。				○	
(2) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に係る勧告に関すること。				○	
(3) フロン類回収業者に対する勧告に関すること。				○	
(4) フロン類回収業者に対する措置の命令に関すること。			○		
(5) 引取業者の登録及び更新に関すること。				○	
(6) 引取業者の登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。		○			
(7) フロン類回収業者の登録及び更新に関すること。				○	
(8) フロン類回収業		○			

者の登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。					
(9) 解体業の許可及び更新に関すること。				○	
(10) 解体業（破砕業において準用する場合を含む。）の許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。		○			
(11) 破砕業の許可及び更新に関すること。				○	
(12) 破砕業の事業範囲の変更の許可に関すること。				○	
(13) 破砕業者に対する勧告に関すること。				○	
(14) 破砕業者に対する措置の命令に関すること。			○		
(15) 解体業等の許可及び処分に関する山梨県警察本部長等の意見聴取に関すること。				○	
(16) 解体事業者に対する報告徴収に関すること。				○	
(17) 情報管理センターに対する報告徴収に関すること。				○	
(18) 引取業者、フロン類回収業者、解			○		

体業者、破砕業者 に対する立入検査 に関する事項					
8 有害使用済機器の 保管等に関する事項					
(1) 有害使用済機器 の保管等（変更を 含む。）の届出に 関すること。				○	
(2) 有害使用済機器 の保管等を業とす る者に対する報告 徴収に関する事 項。				○	
(3) 有害使用済機器 の保管等を業とす る者に対する立入 検査に関する事 項。			○		
(4) 有害使用済機器 保管等業者に対す る改善命令に関す ること。			○		
(5) 有害使用済機器 の保管等を業とす る者に対する措置 命令に関する事 項。			○		
(6) 有害使用済機器 保管等業者の事業 の全部又は一部の 廃止の届出に関す ること。				○	
9 産業廃棄物に関す る事項					
(1) 産業廃棄物の処 理に関する事項。		重要		軽易	
(2) 産業廃棄物処理		重要	軽易		

業等の許可及び取消しに関すること。					
(3) 産業廃棄物管理票に関すること。				○	
(4) 廃棄物処理センターに関すること。		○			
(5) 廃棄物が地下にある土地の形質に関すること。		○			
(6) 報告の徴収に関すること。				○	
(7) 立入検査に関すること。			○		
(8) 環境衛生指導員に関すること。		○			
(9) 不法投棄物の措置の命令に関すること。		○			
(10) 関係機関への照会、協力要請等に関すること。				○	
10 廃棄物処理施設に関する事項					
(1) 廃棄物処理施設の許可及び取消し検査等に関すること。		○			
(2) 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定に関すること。		○			
(3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関すること。		○			
(4) 報告の徴収に関すること。				○	

(5) 事故等に関する こと。				○	
1 1 特定産業廃棄物 特別措置法に関する 事項					
(1) 特定産業廃棄物 に起因する支障の 除去等に関するこ と。		○			
1 2 ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の適正な 処理に関する事項					
(1) 高濃度ポリ塩化 ビフェニル廃棄物 の処分等に関する こと。		○			
(2) ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の処分 等に関すること。				○	
(3) 改善命令等に関 すること。			○		

ごみ減量		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 廃棄物の減量化、 再資源化に関する事 項						
(1) 減量化、再資源 化リサイクル運動 に関すること。				○		
(2) 廃棄物減量等推 進審議会に関する こと。		○				
(3) 廃棄物減量等推 進研究会に関する こと。		○				
(4) リサイクル推進				○		

員に関する事					
(5) 有価物及び資源物の事務に関する事				○	
(6) 減量・資源化等の報奨金に関する事		100万円以上	20万円以上 100万円未満	20万円未満	
(7) 減量化運動に関する事		500万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
(8) 資源物の処分決定及び契約に関する事		200万円以上 500万円未満	50万円以上 200万円未満	50万円未満	
(9) ボカシに関する事				○	
2 リサイクルプラザに関する事項					
(1) リサイクルプラザに関する事		○			
3 一般廃棄物処理計画に関する事項					
(1) 一般廃棄物処理計画及び広域化計画に関する事		○			
4 環境教育に関する事項					
(1) 環境教育に関する事			○		

環境保全					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 公害防止及び指導に関する事項					
(1) 特定事業開始、				○	

変更及び廃止の届出の受理に関する こと。					
(2) 公害防止について の必要な措置指導 又は勧告及びこれら に伴う改善後の確認 に関すること。				○	
(3) 公害防止について の措置命令及び一時 停止命令並びにこれ らに伴う改善後の確 認に関すること。		○			
(4) 事業所等の公害 調査に関すること。				○	
(5) 公害に係る事業 所等の立入検査に関 すること。			○		
(6) 公害に係る苦情 処理に関すること。				○	
(7) 公害防止設備資 金の貸付けに関する こと。			○		
(8) 環境の常時監視 に関すること。				○	
2 環境保全問題に関 する事項					
(1) 環境保全問題に 関すること。				○	
(2) 環境保全思想に 関すること。				○	
3 北部山間地域の水 質保全対策に関する 事項					

(1) 北部山間地域の水質保全対策に関すること。		重要	軽易		
4 生活排水対策に関する事項					
(1) 生活排水対策に関すること。		重要		軽易	
(2) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。		重要	軽易		

別表第2まちづくり部、まち開発室、地域デザインの表を削る。

別表第2まちづくり部、まち開発室の表に次のように加える。

公園緑地	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 緑化の推進及び樹木等の保存に関する事項					
(1) 公共施設の緑化に関すること。			○		
(2) 緑化に関する技術的指導に関すること。				○	
(3) 緑化推進地区の指定に関すること。		○			
(4) 事業所等の緑化に関すること。				○	
(5) 緑化用樹木・花き等の供給及び配付に関すること。				○	
(6) 保存樹木等の指定に関すること。		○			
(7) ほ場の整備管理に関すること。				○	
(8) 緑化推進用苗木・花き等の購入契約及び検収に関すること。					行政経営部契約管財

ること。					室契約 課の決 定区分 に準ず る。
(9) 緑化思想の普及及び啓発に関すること。				○	
(10) 病虫害の駆除対策に関すること。				○	
(11) 緑化推進協議会に関すること。				○	
2 都市公園に関する事項					
(1) 都市公園の開設に関すること。				○	
(2) 都市公園の維持管理に関すること。				○	
(3) 公共緑化樹木の維持に関すること。				○	
(4) 都市公園台帳の整備保管に関すること。				○	
(5) 都市公園施設設置の許可に関すること。		○			
(6) 都市公園の使用許可に関すること。				○	
3 つつじが崎霊園に関する事項					
(1) 霊園の維持保全に関すること。				○	
(2) 墳墓地の使用許可、返還、承継、施設設置許可、記				○	

載事項変更、許可証再交付等に関すること。					
(3) 埋収蔵、改葬等墳墓地管理者許可事項の管理に関すること。				○	
(4) 墳墓地の返還命令に関すること。		○			
(5) 墳墓地使用料減免に関すること。			基準の定めがないもの	基準の定めがあるもの	
4 動物園に関する事項					
(1) 入園料の減免に関すること。				○	
(2) 動物の展示に関すること。				○	
(3) 飼料の購入契約及び検収に関すること。					行政経営部契約管財室契約課の決定区分に準ずる。

建築指導		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 建築確認業務及び開発行為等に関する事項						
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認処分及び建築統計に関すること。		重要		軽易		

(2) 建築基準法に基づく許可、認定等に関すること。		同上		同上	
(3) 建築基準法に基づく指定確認検査機関の報告及び事務処理に関すること。		同上		同上	
(4) 建築基準法に基づく相談、指導及び道路位置指定、定期報告、建築協定等に関すること。	認可	同上		同上	
(5) 建築審査会に関すること。		同上		同上	
(6) 住宅金融支援機構受託業務に関すること。				○	
(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。		重要		軽易	
(8) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築認定に関すること。		同上		同上	
(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関すること。		同上		同上	
(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平		同上		同上	

成 1 2 年 法 律 第 1 0 4 号) に 関 する こ と。					
(11) エネルギーの使 用の合理化に 関 する 法 律 (昭 和 5 4 年 法 律 第 4 9 号) に 関 する こと。		同 上		同 上	
(12) 被災建築物応急 危険度判定に 関 する こ と。		同 上		同 上	
(13) マンションの建 替への円滑化等に 関 する 法 律 (平 成 1 4 年 法 律 第 7 8 号) に 関 する こと。		同 上		同 上	
(14) 長期優良住宅の 普及の促進に 関 する 法 律 (平 成 2 0 年 法 律 第 8 7 号) に 関 する こと。		同 上		同 上	
(15) 都市の低炭素化 の促進に 関 する 法 律 (平 成 2 4 年 法 律 第 8 4 号) に 関 する こと。		同 上		同 上	
(16) 住宅リフォーム に 関 する こと。		同 上		同 上	

別表第2まちづくり部、まち整備室、公園緑地の表を削る。

別表第2まちづくり部、まち整備室、道路河川の表第11項を削る。

別表第2まちづくり部、まち整備室の表に次のように加える。

建 築 営 繕					
項 目	決 定 区 分				備 考
	副 市 長	部 長 等	室 長	課 長	
1 学 校 建 築 に 関 する 事 項					

(1) 学校、関係施設を計画すること。				○	
(2) 学校建築工事及び敷地造成工事の設計、施工及び監督に関すること。				○	
2 施設建築に関する事項					
(1) 市有施設工事及び敷地造成工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。				○	
3 営繕に関する事項					
(1) 市有施設の維持修繕に関すること。				○	
(2) 市有施設の保全に関すること。		重要		軽易	
4 電気設備に関する事項					
(1) 学校及び市有施設の電気設備工事の設計、施工及び監督に関すること。				○	
5 機械設備に関する事項					
(1) 学校及び市有施設の機械設備工事の設計、施工及び監督に関すること。				○	

別表第2まちづくり部、施設整備室の表を削る。

(甲府市財産価格審議会規程の一部改正)

第2条 甲府市財産価格審議会規程（昭和33年9月規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「まちづくり部施設整備室建築営繕課長」を「まちづくり部まち整備室建築営繕課長」に改める。

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第3条 甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第10号様式中「総務部総務課長」を「行政経営部総務課長」に改める。

(甲府市職員提案制度規程の一部改正)

第4条 甲府市職員提案制度規程（平成25年10月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「行政改革課長」を「行政経営課長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第104号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (産長契) 第3号 |
| (2) 業務名称 | 昇仙峡地帯公衆便所清掃業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者又は令和4年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「清掃」で登録されている者又は令和4年度における甲府市物品供給競争入札参加資格の申請において、第1希望または第2希望の業種が「清掃」で申請している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和4年3月1日（火）～令和4年3月11日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年3月1日（火）～令和4年3月11日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年3月28日（月） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所入札室1、入札室2（控室）

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は、甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第33号）に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和4年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100941 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス 元気くらぶ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市国玉町754-5 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市御坂町成田1786-1
株式会社 エムズスポーツ
代表社員 關本 正志 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和4年2月28日 |

甲府市告示第106号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第6300号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第107号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和4年2月10日 |
| 3 | 項目 | 令和3年度介護保険料更正通知書
令和3年度介護保険料納入通知書 |
| 4 | 納期限 | 令和3年度介護保険料8期・9期分
令和4年2月28日（8期）
令和4年3月31日（9期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市企画財務部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略）
（省略）
（省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第108号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年3月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第109号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和4年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 契約番号 | (市民長契) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市南部市民センター附属施設（浴室）
管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業若しくは同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を山梨県知事より受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (8) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年3月2日(水)～令和4年3月10日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(産業・ビジネス/入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年3月2日(水)～令和4年3月10日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和4年3月22日(火) 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 7-1会議室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 長期継続契約
- 本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字奥飯寄347番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町唐柏750番地2
株式会社匠家
代表取締役 中村 伊伯

甲府市告示第112号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 令和3年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼決定通知書）
令和3年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼更正通知書） |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第113号

国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和4年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	入札	令和4年3月14日（月） 午後1時15分から午後1時30分まで
	開札	令和4年3月14日（月）午後1時31分
公 売 場 所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所企画財務部収納管理室滞納整理課	
売却決定の日時	令和4年3月14日（月）入札終了時	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所企画財務部収納管理室滞納整理課	
買受代金納期限	令和4年3月14日（月）午後2時00分	
買受人についての資格その他の要件	山梨信用金庫の会員たる資格を有する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和4年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700145 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス信玄西八幡 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市西八幡2122 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 中巨摩郡昭和町西条232-10
株式会社 イーエルイー
代表取締役 常盤保夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年2月28日 |

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託
- 2 業務概要
市立甲府病院医業未収金の催告による回収及び納付方法等の相談業務
- 3 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 参加資格要件
本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士であり、同法第57条第1項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないもの。
 - (3) 令和4年1月1日現在において、国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）が開設した医療機関での未集金管理回収業務の実績を有すること。
 - (4) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力と人員を有すること。
- 5 企画提案参加申請書等の提出期限及び提出場所等
市立甲府病院ホームページ掲載の市立甲府病院医業未収金管理回収業務委託に係るプロポーザル実施要領を参照
- 6 問合せ先
市立甲府病院事務局 病院事務総室 医事課
山梨県甲府市増坪町366番地
電話番号 055-244-1111（代表） 内線1024
FAX番号 055-220-2653
メールアドレス byoiniji@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第116号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 住宅使用料督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第117号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第6481号
充当通知書 福発第6482号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105605 |
| 2 | 事業所の名称 | 株式会社 灯台 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市宝1丁目21-13 2F |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市宝1丁目21-13 2F
株式会社 灯台
代表取締役 坂本 増美 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和4年3月1日 |

甲府市告示第119号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第16号）
- 2 令和3年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 令和3年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和3年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和3年度甲府市病院事業会計補正予算（第3号）
- 6 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第17号）

令和4年3月11日 原案可決

甲府市告示第120号

甲府市一般任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和4年3月11日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第121号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和4年3月14日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第122号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 督促状国民健康保険料普通徴収6期令和3年度
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第123号

国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和4年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	入札	令和4年3月28日（月） 午後1時15分から午後1時30分まで
	開札	令和4年3月28日（月）午後1時31分
公 売 場 所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所企画財務部収納管理室滞納整理課	
売却決定の日時	令和4年3月28日（月）入札終了時	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所企画財務部収納管理室滞納整理課	
買受代金納期限	令和4年3月28日（月）午後2時00分	
買受人についての資格その他の要件	山梨信用金庫の会員たる資格を有する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字整理地1144番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市西油川町300番地1
遠藤茂喜

甲府市告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字前河原504番26
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町607番地1
ソシアエムA202
鷹野 公嗣

甲府市告示第126号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年3月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第127号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 縦覧期間 令和4年4月1日から令和4年5月2日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

甲府市告示第128号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和4年3月18日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第129号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和4年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1990900076
2	事業所の名称	甲州デイサービスセンターきぼう 韮崎事業所
3	事業所の所在地	韮崎市龍岡町若尾新田850-1
4	当該事業所の申請者	医療法人 銀門会 理事長 中島 育昌
5	サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス
6	廃止年月日	令和4年3月31日

甲府市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和4年3月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971700990 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス信玄西八幡 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市西八幡2122 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市西八幡2122
株式会社 信玄
代表取締役 常盤 保夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和4年3月1日 |

甲府市告示第131号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本）福発第6669号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

甲府市長 樋口雄一

路線番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1643	善光寺砂田橋線	甲府市善光寺一丁目2094番地先 甲府市砂田町1177番1地先		なし

甲府市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1643
- 3 路線名 善光寺砂田橋線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市善光寺一丁目2094番地先 甲府市砂田町1177番1地先	16.0～ 53.3	390.9	

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和4年度 甲府市一般会計予算
- 2 令和4年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和4年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 令和4年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 令和4年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和4年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 7 令和4年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 8 令和4年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 9 令和4年度 甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 10 令和4年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 11 令和4年度 甲府市病院事業会計予算
- 12 令和4年度 甲府市下水道事業会計予算
- 13 令和4年度 甲府市水道事業会計予算
- 14 令和4年度 甲府市簡易水道等事業会計予算

令和4年3月24日 原案可決

甲府市告示第135号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 令和3年度介護保険料第5期分督促状
令和3年度介護保険料第6期分督促状
令和3年度介護保険料第7期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第136号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字大橋1302番1、1302番2、1305番5
及び1305番6
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市国玉町1305番地2
岡嶋 正夫
甲府市蓬沢一丁目4番30号
サンウォールオタギリA202
有 泉 陸

甲府市告示第138号

次の債権にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 書類名 | 生活保護費に係る滞納債権に対する督促状および催告書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉保健総室生活福祉課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市蓬沢町字整理地1173番1及び
1173番6から1173番18まで
以上14筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社山梨支店
支配人 斉藤 貴之

甲府市告示第140号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第7214号
充当通知書 福発第7215号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 461
- 3 路線名 貢川千塚境線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市新田町504番5地先から 甲府市長松寺町651番1地先まで	6.1～ 11.5	480.0
新	甲府市新田町504番5地先から 甲府市長松寺町651番1地先まで	16.0	480.0

甲府市告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年4月11日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月28日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	堀之内大津線	甲府市堀之内町字鳥居 739番地先から 甲府市堀之内町字鳥居 724番地先まで	157.5	令和4年 3月28日

甲府市告示第143号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年3月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和4年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700152 |
| 2 | 事業所の名称 | あい響が丘 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市龍地3066番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市小瀬町777番地1
株式会社ケアステーション新日本
代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和3年12月31日 |

甲府市告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和4年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990800060 |
| 2 | 事業所の名称 | あい常永 |
| 3 | 事業所の所在地 | 中巨摩郡昭和町河西1615番地2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市小瀬町777番地1
株式会社ケアステーション新日本
代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和3年12月31日 |

甲府市告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和4年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700178 |
| 2 | 事業所の名称 | あい下今井 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市下今井2689番地3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市小瀬町777番地1
株式会社ケアステーション新日本
代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和3年12月31日 |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書
甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和4年3月10日 |
| 3 | 項目 | 令和3年度介護保険料更正通知書
令和3年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書
令和3年度介護保険料納入通知書
令和3年度介護保険料9期分 |
| 4 | 納期限 | 令和4年3月31日（9期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市企画財務部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略）
（省略）
（省略）
（省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき公告する。

なお、図面は、まちづくり部まち整備室公園緑地課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 区域を変更する都市公園の名称
緑が丘スポーツ公園
- 2 位置
甲府市緑が丘二丁目地内
- 3 縦覧場所
まちづくり部まち整備室公園緑地課
- 4 供用開始の期日
令和4年3月31日

甲府市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
1	甲府市平瀬町字 横手平 2594	27 林班	山林	0.04ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第1号
2	甲府市平瀬町字 横手平 2591	27 林班	山林	0.04ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第1号
3	甲府市平瀬町字 横手平 2595	27 林班	山林	0.08ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第2号
4	甲府市平瀬町字 横手平 2596	27 林班	山林	0.10ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第2号
5	甲府市平瀬町字 横手平 2612	27 林班	山林	0.02ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第2号
6	甲府市平瀬町字 横手平 2613	27 林班	山林	0.03ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第2号
7	甲府市上帯那町 字西日影 2152	26 林班	山林	0.01ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第3号
8	甲府市上帯那町 字西日影 2155	26 林班	山林	0.04ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第3号

9	甲府市上帯那町 字大石窪 2783	24 林班	山林	0.15ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第4号
10	甲府市上帯那町 字岩の下 2319	25 林班	畑	0.02ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第5号
11	甲府市上帯那町 字岩の下 2321	25 林班	山林	0.17ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第5号
12	甲府市上帯那町 字岩の下 2328	25 林班	山林	0.05ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第5号
13	甲府市上帯那町 字岩の下 2328 の内1	25 林班	畑	0.03ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第5号
14	甲府市上帯那町 字穴口 2215	26 林班	山林	0.09ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第5号
15	甲府市上帯那町 字穴口 2211	26 林班	山林	0.01ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第5号
16	甲府市上帯那町 字岩の下 2461	25 林班	山林	0.01ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第6号
17	甲府市上帯那町 字岩の下 2462	25 林班	山林	0.03ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第6号
18	甲府市上帯那町 字岩の下 2329	25 林班	山林	0.10ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第6号
19	甲府市上帯那町 字岩の下 2459	25 林班	山林	0.04ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第7号
20	甲府市上帯那町 字岩の下 2460	25 林班	山林	0.02ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第7号
21	甲府市上帯那町 字穴口 2191	26 林班	山林	0.02ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第7号
22	甲府市上帯那町 字穴口 2213	26 林班	山林	0.004ha	2022年3月31日 ～ 2027年3月31日	整理番号 R3 第7号

2 縦覧場所

甲府市役所 産業部 農林振興室 林政課

甲府市のホームページ

(リンク：

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/keieikanrisyusekikeikaku.html>)

3 本公告により、甲府市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

甲府市告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市蓬沢町字向畑722番1及び725番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市蓬沢町1148番地
株式会社森友貿易
代表取締役 邸 柱

甲府市告示第153号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 事業者名 | KEIPE株式会社 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市中央2丁目9番20号 タカオカビル1階 |
| 3 | 事業所名 | CLUM甲府中央ラボ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中央2丁目9番20号 タカオカビル1階 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103174 |
| 7 | 指定年月日 | 令和4年4月1日 |

甲府市告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|---------------|
| 1 | 事業者名 | 特定非営利活動法人かんむら |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上町177番地1 |
| 3 | 事業所名 | かんむら |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上町177番地1 |
| 5 | 事業の種類 | 自立生活援助 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103157 |
| 8 | 指定年月日 | 令和4年4月1日 |

甲府市告示第155号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社 グローアップ |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉3丁目8番7号 |
| 3 | 事業所名 | 発達支援教室 ライフサニー |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国玉町147番地7 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103182 |
| 7 | 指定年月日 | 令和4年4月1日 |

甲府市告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人 園樹会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市向町277番地 |
| 3 | 事業所名 | 障害福祉サービス事業所 風の音 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市向町279番地 |
| 5 | 事業の種類 | 共同生活援助 |
| 6 | 主たる対象者 | 身体障害者・知的障害者・精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920103197 |
| 8 | 指定年月日 | 令和4年4月1日 |

甲府市告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 事業者名 | 合同会社たからのありか |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市宝2丁目14番11号 |
| 3 | 事業所名 | 笑流 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市宝2丁目14番11号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援B型
生活介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103165 |
| 8 | 指定年月日 | 令和4年4月1日 |

甲府市告示第158号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971600521
2	事業所の名称	南アルプス市小笠原介護予防センター
3	事業所の所在地	南アルプス市小笠原403-1
4	当該事業所の申請者	医療法人 高原会 理事長 高原 仁
5	サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス
6	廃止年月日	令和4年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 甲府市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・4・10号 高畑町昇仙峡線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 山梨県甲府市新田町、長松寺町地内
 - (2) 使用の部分 山梨県甲府市新田町、長松寺町地内
 - ロ 設計の概要

起 点	山梨県甲府市新田町504番5地先
終 点	山梨県甲府市長松寺町651番1地先
延 長	480m
幅 員	16m
車線の数	2車線
 - ハ 事業施行期間

自	令和4年3月17日
至	令和11年3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 施行者の名称 甲府市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・4・15号 住吉四丁目善光寺線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
(1) 収用の部分 山梨県甲府市善光寺一丁目地内
 - ロ 設計の概要

起 点	山梨県甲府市善光寺一丁目1491番1地先
終 点	山梨県甲府市善光寺一丁目2100番1地先
延 長	180m
幅 員	16m
車線の数	2車線
 - ハ 事業施行期間

自	令和4年3月31日
至	令和11年3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

教育委員会

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会安全衛生管理規則（昭和55年5月教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

第9条第1項中「法」を「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）」に改める。

第9条の2第1項中「甲府商業高等学校職員衛生委員会（以下「商業高校衛生委員会」という。）」を「常時50人以上勤務する学校に衛生委員会（以下「学校衛生委員会」という。）」に改め、同条第2項中「商業高校衛生委員会」を「学校衛生委員会」に改める。

第10条第2項中「23名」を「13名」に改め、同項第2号中「安全管理者、」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市文化財保護条例施行規則（平成18年2月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条に「ただし、既存の標識及び説明板等を利用する場合は、この限りではない。」を加える。

第15条別図に定める説明板の基準を別添のとおり改める。

別図（第15条関係）	
説明板	標識
<p>単位は mm (ミリメートル)</p>	

附則

- 1 この規則は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 この規則の際現に存する説明板は、当分の間現状のまま設置することができる。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総室、学事課の項に次の1号を加える。

(17) 学校給食費の徴収管理に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第19条の2 不妊治療休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

2 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

3 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。

4 不妊治療休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 1時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第11条第3項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会

教育長 数野 保秋

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校管理規則（平成3年1月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3項中「学生の保護者その他の」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校学則（平成3年1月教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「保護者及び」を削り、「連署」を「署名」に改める。

同条第4項及び第5項中「保護者又は」を削る。

第16条中「保護者及び」を削り、「連署」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第7号

甲府市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

甲府市社会教育委員の会議規則（平成22年6月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「年4回」を「年2回」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、学事の表を次のように改める。

学事	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
1	学校編制に関する事項				
	(1) 児童生徒数の見込み調査に関すること。			○	
	(2) 学級編制認可申請に関すること。			○	
2	通学に関する事項				
	(1) 指定校の変更に関すること。			○	
3	就学に関する事項				
	(1) 就学猶予、免除の許可に関すること。	○			
	(2) 特別支援学校の入学手続に関すること。			○	
	(3) 外国人の入学に関すること。			○	
	(4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第21条	○			

の督促に関する事				
(5) 区域外就学の手続に関する事			○	
(6) 就学援助の認定に関する事	○			
4 独立行政法人日本スポーツ振興センター等に関する事項				
(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事	重要		軽易	
(2) 全国市長会学校災害賠償補償保険に関する事	重要		軽易	
5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項				
(1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事			○	
6 学校保健に関する事項				
(1) 保健室備品の整備に関する事			○	
(2) 学校の環境衛生及び衛生設備の管理に関する事			○	
(3) 学校保健関係団体に関する事			○	
7 学校保健指導に関する事項				
(1) 就学時健康診断の実施に関する事			○	
(2) 健康診断、伝染病予防等の指導に関する事			○	
(3) 諸種予防接種検査の指導に関する事			○	
(4) 環境衛生の調査、指導に関する事			○	
(5) 学校保健に係る研修の実施に関する事			○	
(6) 学校保健統計に関する事			○	
8 学校給食に関する事項				
(1) 給食室備品の整備に関する事			○	

(2) 学校給食関係団体に関する こと。			○	
(3) 学校給食の献立作成及び 物資の購入計画に関する こと。			○	
(4) 学校給食費の徴収管理に 関すること。			○	
9 学校給食指導に関する事項				
(1) 栄養管理指導に関する こと。			○	
(2) 給食従事者の衛生管理に 関すること。			○	
(3) 学校給食に係る調査及び 研修に関すること。			○	
10 入学準備金に関する事項				
(1) 入学準備金の融資に関 すること。		○		

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規程第2号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、生涯学習及び歴史文化財の表を次のように改める。

生涯学習				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 生涯学習の推進に関する事項				
(1) 生涯学習の推進に関すること。	重要		軽易	
(2) 関係諸団体との連絡調整に関すること。	同上		同上	
2 社会教育委員に関する事項				
(1) 社会教育委員の会議の庶務に関すること。			○	
(2) 社会教育委員調査研究に関すること。			○	
3 成人式に関する事項				
(1) 該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
4 公民館及び地域集会所の運営管理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				

(1) 公民館及び地域集会所の使用許可に関する事			○	
(2) 公民館運営審議会の庶務に関する事			○	
(3) 市民センターの施設の管理に関する事			○	
5 社会教育指導員に関する事項				
(1) 社会教育指導員の服務研修に関する事			○	
6 社会教育団体に関する事項				
(1) 社会教育団体の育成に関する事			○	
7 社会教育各種学級に関する事項				
(1) 各種学級の育成に関する事			○	
8 その他公民館活動に関する事項				
(1) 公民館講座の開設運営に関する事			○	
(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関する事			○	
9 総合市民会館に関する事項				
(3) 総合市民会館の管理に関する事			○	
10 文化、芸術の振興に関する事項				
(1) 文化、芸術団体との連携育成に関する事			○	
11 御岳文芸座の運営管理に関する事項				
(2) 御岳文芸座の使用許可に関する事			○	

歴史文化財				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 文化財保護に関する事項				
(1) 指定文化財保持者への指導に関する事			○	
(2) 指定文化財の調査に関する事			○	

と。				
(3) 指定区域内における現状変更等に関すること。			○	
(4) 文化財調査審議会の庶務に関すること。			○	
2 藤村記念館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の収集、保存に関すること。			○	
(2) 運営協議会の庶務に関すること。			○	
3 武田氏館跡歴史館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の調査、収集、保存、展示等に関すること。			○	
(2) 施設のガイド活動に関すること			○	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第15号

甲府市文化財保護条例（平成17年12月条例第45号）第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる文化財を甲府市指定有形文化財に指定するため、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月30日

甲府市教育委員会
教育長 敷野保秋

有形文化財						
種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所有者	備考
有形民俗文化財	江戸時代から明治時代	穴切大神社の饅絵絵馬群	絵馬1 形式:饅絵(890×1,355mm) 奉納年:文化9年(1812) 奉納者:田中仁兵衛 制作者:土屋博福 題材:鷹	4面	甲府市 宝二丁目 8番5号 宗教法人 穴切大神社	
			絵馬2 形式:饅絵(815×1,000mm) 奉納年:天保9年(1839) 奉納者:田中仁兵衛 制作者:博福 題材:加藤清正の虎退治			
			絵馬3 形式:饅絵(840×1,145mm) 奉納年:嘉永2年(1849) 奉納者:倉鹿野氏、中田氏、 榎村氏、倉鹿野氏 制作者:不明 題材:禹王による治水教授			

			<p>絵馬 4 形式：鏝絵（870×1,455m m） 奉納年：明治時代中期以前 奉納者：相生町尾澤親精 制作者：中村半兵衛、中村 栄兵衛 題材：甲府盆地開闢（湖水 伝説）</p> <p>甲府の左官職人による 非常に高い技術で制作さ れた絵馬で、学術的にも価 値が高い。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会規程第1号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年3月31日

甲府市選挙管理委員会

委員長 志村文武

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成15年1月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第5条第1項中「記載」を「記載又は記録」に改める。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 101人
2	1/3の数	51, 683人
3	1/6の数	25, 842人
4	選挙人名簿登録者数	155, 049人

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

甲府市公平委員会

委員長 山口 一 男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「公民連携係長」を「政策係長、SDGs推進係長、地域デザイン係長、財産活用係長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、令和4年3月29日午後2時00分、甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和4年3月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 3 令和4年4月告示分農用地利用集積計画について
- 4 令和4年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 5 令和4年度甲府市農業委員会年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局事案決定規程（昭和48年8月管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第4条関係）業務部、業務総室、経営企画課の表第2項第1号中「電算計算機」を「情報システム」に改め、同項第2号中「電子計算システム」を「情報システム」に改め、同別表業務部、営業管理室、営業課の表第1項第12号を

「

(12) 給水の停止に関すること。			○	
-------------------	--	--	---	--

」に改め、同別

表工務部、水道管理室、水道課の表第3項第6号中「営業時間外」を「勤務時間外」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 2 号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第 1 条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和 2 8 年 1 1 月管理規程第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

別表(第 2 条関係)会計規程附属諸様式目次中「第 2 8 号(その 2 の 2)削除」の次に「第 2 8 号(その 2 の 3)納品書兼請求書」を加える。

第 2 8 号様式(その 2 の 1)中「※口座振込の場合は必ず口座振替依頼者欄に表示して下さい。」を削る。

第 2 8 号様式(その 2 の 2)の次に次の 1 様式を加える。

第 2 8 号様式(その 2 の 3)

納品書兼請求書							調査第	号
年度	款	項	目	節	担	当	処理番号	
金額		百	十	万	千	百	十	円
品名	形状・寸法	数量	単価	金額		検取年月日		
			円	円				
消費税額及び地方消費税相当額								
				納品日		年	月	日
				請求日		年	月	日
<small>※(支払方法)</small> <input type="checkbox"/> 直接払 <input type="checkbox"/> 振込払 銀行 店 預金 口座番号 (特) 口座名義								
<small>なおこの振込がなされたときは、上記債権が弁済されたものといたします。</small>								
(あて先) 甲府市上下水道事業管理者								
						住所・氏名	印	
<small>(振込の場合は、下部領収欄の記入及び収入印紙貼付は必要ありません。)</small>								
収入印紙		上記の金額を領収しました。			年		月	日
						住所・氏名	印	
(あて先) 甲府市上下水道局企業出納員								
決定欄								

第39号様式(その9)(3枚目)中「甲府市水道事業管理者」を「甲府市上下水道事業管理者」に、「甲府市水道局企業出納員」を「甲府市上下水道局企業出納員」に改め、同様式(4枚目)中「甲府市水道局企業出納員」を「甲府市上下水道局企業出納員」に改める。

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年12月管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(第12条関係)中「補職名」を「職名」に、「電話番号」を「電話番号(内線)」に、「M・T・S・H」を「T・S・H・R」に改める。

(甲府市上下水道局提案制度に関する規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局提案制度に関する規程(昭和61年5月管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(第7条関係)中「平成」を削る。

(甲府市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第4条 甲府市水道事業給水条例施行規程(平成10年2月管理規程第1号)の一

部を次のように改正する。

第10条第2号中「郵便による」を削り、「使用者」を「使用者等」に改める。

甲府市上下水道局水道使用申込書（第9号様式その3）を次のように改める。

第9号様式その3（第10条関係）

1枚目

【金融機関用】

※9号様式その3

甲府市上下水道局 水道使用申込書 申込日 年 月 日

お客様番号

別添の記入例を参考に、※捺印欄にご記入
をお願いします。

甲府市水道事業給水条例並びに甲府市水道事業給水条例施行規則が契約の内容となります。内容については、甲府市上下水道局ホームページをご覧ください。

※各種お支払い関係の書類を水道使用場所以外の場所に郵送して送付される場合はご注意ください。

使用開始日	年 月 日	〒
住所 〒		〒
ご アパ フリゾ		〒
約 氏 名 (※姓)		〒
電話番号 [電話番号・自宅・会社・携帯・その他()]		〒
メーター口座 メーター番号	工事工事業者名	管理会社・業者
メ		
メ		

※各種お支払い関係の書類を水道使用場所以外の場所に郵送して送付される場合はご注意ください。

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの口座振替がない場合は、納入通知書でのお支払いとなります。

口座振替 口座振替は、ご指定の口座から振替させていただきます。 ※振替指定日 甲府市上下水道局の指定する日 (※公休日)

納入通知書 金融機関窓口、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Payなどでお支払いいただく方法です。 ※注意喚起

クレジットカード払い 本課使用開始の登録完了後にクレジットカード払い申込書をお送りいたします。 ※クレジットカード払い又は口座振替を継続される場合は、登録完了後よりご入金可能な状態となりますので、その際は納入通知書でお支払いをお願いします。

※口座振替を希望するお客様は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に下記へ記入をお願いします。

金融機関用紙 水 道 料 金 等 口 座 振 替 依 頼 書 (自動払込利用申込書)

○本欄に振替先を振込先の下記振替金口座から口座振替の方法にて納めたいので振替の約定を誓約する人併記いたします。

銀 行 等	金融機関名	番 号 表 示		本 店 (印)	支 店 (印)
	振込口座	支 店 振 替	種 別	口 座 番 号 (必ず書で記入)	
	フリゾナ	1. 普通 (総合口座)	2. 当 座	通 帳 印	
	口座名義人				

ゆう ちょ う 銀 行	通帳記号番号	種別コード	契約種別コード	通 帳 記 号	通 帳 番 号 (必ず書で記入)
	フリゾナ	166 (新規)	22	1	0
	口座名義人				
	口座名義人 (住所/〒)				
	振込先口座番号: 00420-0-060046	振込先加入者名: 甲府市上下水道局	開始希望月:	年	月

※(フリゾナ) 又は「ゆうちょ銀行」のどちらかに記入ください。 ※ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込指定の適用されます。

メモ(任意欄)	この依頼書に不備がありましたら不備理由に○印をつけて、戻り上下水道局に届出願してください。 (取替後5日以内に届出願してください。)	印 押 捺	金 庫 庫 庫 受 付 印 (取替後5日以内)
	印 (不備理由)	印 (不備理由)	金 庫 庫 庫 受 付 印
	印 1. 住所記載誤り	印 2. 記号等誤り	
	印 3. 記号等誤り	印 4. その他	

※印: 甲府市上下水道局 (金融機関) (住所: 東京都千代田区)

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局

甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

2 枚目

【甲府市上下水道局】

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入 **お客様番号** 申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入 **お客様番号** をお願いたします。

使用開始日	年 月 日
住所 (請求先住所)	
ご住所 〒 フリガナ	
契約 氏名 (会社名)	② 姓前は必ず併記してください。
電話番号	()

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの○に選択がない場合、納入通知書でのお支払いとなります。

口座振替 ご指定の口座から振替させていただきます。 ※下記のご振替先を登録(自動払込申請)の記入をお願いします。 振替指定日 甲府市上下水道局の指定する日 (払込日) (全振期間終了の場合は振替当日)

納入通知書 全振期間中、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Pay などでお支払いいただく方法です。 (任意事項) ※クレジットカード払い又は口座振替を選択された場合、手続完了後、2ヶ月程度お支払い滞りが発生した場合、その際は納入通知書をお支払いをお願いします。

クレジットカード払い 水道使用開始の登録完了後に「クレジットカード払い申請書」をお送りいたします。

甲府市上下水道局 水道料金等口座振替申込書(自動払込受付通知書)

○水道料金等私人名義の下記振替口座番号と口座振替の方法にて納付いただく振替の約定を覚悟の上ご記入ください。

銀行等	金融機関名	銀行・金融機関 種 会・農 協	本店(別)・支店(別) 出振所
	預金口座	金融機関コード 店コード 種 別	口座番号(右つめて記入)
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当座	
	口座名義人		

ゆづり銀行	通帳記号番号	種目コード 契約種別コード	通 帳 記 号	通 帳 番 号 (右つめて記入)
	フリガナ	166(新規) 22 1 0 の		
	口座名義人			
	口座名義人 (住所所在地)	姓前、フリガナ・マンション記 号		(電話番号・自宅・会社・携帯・その他())
	払込先口座番号: 00420-0-960046	払込先加入者名: 甲府市上下水道局	開始希望月: 年 月	

※「振替指定」又は「ゆづり銀行」のどちらかにご記入ください。 ※ゆづり銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

メモ(任意欄)	上下水道局使用開始日	受領年月日	受 領 書 発 行 部 (課長印)
	納入日		
	支払日		
	納入日		
	納入日		

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局 ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

3 枚目

【水道使用入力用】

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入 **お客様番号** 申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入 **お客様番号** をお願いたします。

使用開始日	年 月 日
住所 (請求先住所)	
ご住所 〒 フリガナ	
契約 氏名 (会社名)	② 姓前は必ず併記してください。
電話番号	()

※各種お支払い関係の書類を水道使用開始以外の場所に郵送をご希望される場合はご記入ください。

メーター口番	メーター番号	経営企業番号	管理会社・業主	電話番号	(電話番号・自宅・会社・携帯・その他())
(注)					()

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの○に選択がない場合、納入通知書でのお支払いとなります。

口座振替 ご指定の口座から振替させていただきます。 ※下記のご振替先を登録(自動払込申請)の記入をお願いします。 振替指定日 甲府市上下水道局の指定する日 (払込日) (全振期間終了の場合は振替当日)

納入通知書 全振期間中、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Pay などでお支払いいただく方法です。 (任意事項) ※クレジットカード払い又は口座振替を選択された場合、手続完了後、2ヶ月程度お支払い滞りが発生した場合、その際は納入通知書をお支払いをお願いします。

クレジットカード払い 水道使用開始の登録完了後に「クレジットカード払い申請書」をお送りいたします。

甲府市上下水道局 水道料金等口座振替申込書(自動払込受付通知書)

○水道料金等私人名義の下記振替口座番号と口座振替の方法にて納付いただく振替の約定を覚悟の上ご記入ください。

銀行等	金融機関名	銀行・金融機関 種 会・農 協	本店(別)・支店(別) 出振所
	預金口座	金融機関コード 店コード 種 別	口座番号(右つめて記入)
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当座	
	口座名義人		

ゆづり銀行	通帳記号番号	種目コード 契約種別コード	通 帳 記 号	通 帳 番 号 (右つめて記入)
	フリガナ	166(新規) 22 1 0 の		
	口座名義人			
	口座名義人 (住所所在地)	姓前、フリガナ・マンション記 号		(電話番号・自宅・会社・携帯・その他())
	払込先口座番号: 00420-0-960046	払込先加入者名: 甲府市上下水道局	開始希望月: 年 月	

※「振替指定」又は「ゆづり銀行」のどちらかにご記入ください。 ※ゆづり銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

メモ(任意欄)	上下水道局使用開始日	受領年月日	受 領 書 発 行 部 (課長印)
	納入日		
	支払日		
	納入日		
	納入日		

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局 ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

4 枚目

【お客様用】

甲府市上下水道局 水道使用申込書 申込日 年 月 日

※本申込書の記入例を参考に、赤枠欄にご記入をお願いいたします。

※各種お支払い関係の書類を水道使用場所以外の場所に郵送をご希望される場合はご記入ください。

使用開始日	年 月 日	〒	
住所	〒		
ご契約先(個人)	〒		
ご契約先(法人)	〒		
電話番号	()	宛 名	
メーター口径	メーター番号	指定工事業者名	管理会社・家主
			電話番号 ()

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。

口座振替 口座振替の口座から振替させていただきます。振替指定日 甲府市上下水道局の指定の日

納入通知書 金融機関窓口コンビニエンスストア、PayPay、LINE、Payなどでお支払いいただく方法です。 (注意事項) クレジットカード払い又は口座振替を継続される場合、継続費としてお支払いいただく方法です。 クレジットカード払い又は口座振替を継続される場合は、継続費としてお支払いいただく方法です。 また、ご入金済みの残高がご入金済みの場合は、その際は納入通知書をお送りいたしません。

クレジットカード払い 水道使用開始の段階で済んだ後、クレジットカード払いの申込書をお送りいたします。

※口座振替をご希望するお客様は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に下記へ記入をお願いします。

金融機関 甲府市上下水道局 水道料金等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

金融機関名	種別	支店(明)・支店(暗)
金融機関コード	種別	口座番号(必ずお記入)
預金口座	1. 普通(総合口座) 2. 当座	
フリガナ		
口座名義人		

通帳記号番号	種別コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(必ずお記入)
166(新規)	22	1	0	
フリガナ				
口座名義人				
口座名義人(住所所在地)	〒			
申込先口座番号: 00420-8-960046	申込先加入者名: 甲府市上下水道局	開始希望月: 年 月		

※「ゆうちょ銀行」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかに記入ください。ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

※注意事項
 ◆口座振替、クレジットカード払いの申請が完了するまでの間は、「納入通知書」を継続してご送付ください。金融機関、コンビニエンスストア、PayPay、LINE、Payなどでお支払いください。
 ◆口座振替日は、毎月お振替の日にあつては、「毎月お振替の日にあつては」に留意していただきます。
 ◆口座振替で納めていただいた水料金等は、滞り金発生への記録にて確認をお願いいたします。
 ◆水料金滞り金のクレジットカード払いの対応は、「滞り金発生時」が「お支払い」までとなります。
 ◆クレジットカード払いにて納めていただいた水料金等の滞り金発生時にお支払いは発生いたしませんので、クレジットカード会社の利用明細書で確認してください。
 ◆甲府市上下水道局の給水区域内で公共下水道が整備されている地区のお住まいに限り、この申込書で下水道の使用料も申し込みいただけます。
 ◆甲府市上下水道局の給水区域外で公共下水道が整備されていない地区のお住まいに限り、この申込書で下水道の使用料も申し込みいただけます。
 ◆甲府市上下水道局の給水区域外で公共下水道が整備されていない地区のお住まいに限り、この申込書で下水道の使用料も申し込みいただけます。
 ◆甲府市上下水道局の給水区域外で公共下水道が整備されていない地区のお住まいに限り、この申込書で下水道の使用料も申し込みいただけます。

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話 055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局
 甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

1 枚目と 4 枚目の裏面

甲府市上下水道局指定金融機関

銀 行	みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・山梨中央銀行・三井住友信託銀行
金 庫	甲府信用金庫・山梨信用金庫・中央労働金庫
信 用 組 合	山梨県民信用組合
農 協	山梨県信用農業協同組合連合会・山梨みらい農業協同組合・苗吹農業協同組合
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行・郵便局

※ 金融機関の合併や統合による名称変更などがありますので確認をお願いします。

約定

◆私が納めるべき水道料金等の口座振替請求書が、甲府市上下水道局から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を指定の預貯金口座から引き落とし続けてください。
◆預貯金口座からの引き落としにあつては、当座勘定・普通預金の規定等にかかわらず、小切手の振出または過振及び預貯金払戻請求書の提出はいたしません。
◆口座振替日は甲府市上下水道局が指定する日とします。
◆口座振替日に指定した預貯金口座の残高が請求書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく引き落としをせずに当該請求書を返却されても異議ありません。
◆口座振替契約を解約(特定の場所のみの解約はできません。)または変更する際は、貴金融機関等に解約または変更届を提出します。
◆この契約について、貴金融機関が必要と認めた場合または連絡して振替できなかった場合には解約されても異議ありません。
◆領収書または口座振替通知のお知らせは、預貯金通帳への記録により自動的に差し支えありません。
◆水道料金等に連付金が生じた場合は、当該預貯金口座に振り込んでください。
◆この契約による事務取扱によって争いが生じた場合、貴金融機関の責によるものを除き貴金融機関に迷惑をかせません。

(甲府市上下水道局工事検査規程の一部改正)

第5条 甲府市上下水道局工事検査規程(平成19年4月管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に、「総務部理財室」を「行政経営部契約管財室」に改める。

(甲府市下水道条例施行規程の一部改正)

第6条 甲府市下水道条例施行規程(平成19年4月管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第15号様式(第25条関係)及び第16号様式(第26条関係)中「平成」を削る。

(甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第7条 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成19年4月管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6号様式(第9条関係)及び第13号様式(第12条関係)中「平成」を削る。

(休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程の一部改正)

第8条 休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程(平成22年3月管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部」を「行政経営部」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存する第1条、第2条、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程（昭和46年11月管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4号様式（第17条関係）を次のように改める。

第4号様式(第17条関係)

自動車等運転日誌										運転時確認項目				
年 月 分		車両番号			車両担当者			⑧		運転者の運転免許の有無 ・運転免許の有効期限、種類・条件等 運転者の健康状態・服装等 ・飲酒・疲労・病気・サンダル履きなど その他（ ）				
日	曜日	使用目的	運転時間	メーター	走行距離	走行経路	燃料	運転者氏名 運転免許有効期限	区分	確認時間	検知器の使用	酒気帯びの有無	指示事項 その他必要事項	確認
			自 : 出発				補給	年 月 日			:	有・無	有・無	
			至 : 帰庁			残量	年 月 日					運転前	有・無	有・無
			自 : 出発				補給	年 月 日			:	有・無	有・無	
			至 : 帰庁			残量	年 月 日					運転後	有・無	有・無
			自 : 出発				補給	年 月 日			:	有・無	有・無	
			至 : 帰庁			残量	年 月 日					運転前	有・無	有・無
			自 : 出発				補給	年 月 日			:	有・無	有・無	
			至 : 帰庁			残量	年 月 日					運転後	有・無	有・無
			自 : 出発				補給	年 月 日			:	有・無	有・無	
			至 : 帰庁			残量	年 月 日					運転前	有・無	有・無
			自 : 出発				補給	年 月 日			:	有・無	有・無	
			至 : 帰庁			残量	年 月 日					運転後	有・無	有・無
月間走行距離														
※ 1回の運転(出発～帰庁)ごとに記入してください。 ※ ガソリン残量は、○/4で記入してください。 ※ 各運行管理者が、運行前は運転免許証の所持及び酒気帯びの有無を、運行後は酒気帯びの有無を確認し、押印してください。 ※ 対面で確認しなかった場合は、その他必要事項欄に具体的な確認方法を記載してください。										運行管理者	管財契約係長	総務課長		

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 4 号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和 2 8 年 1 1 月管理規程
第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別冊契約規程附属様式第 2 1 号様式その 1 中「ただし書」を削る。

別冊契約規程附属様式第 2 1 号様式その 2 中「ただし書」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第5項中「その事実を知った日」を「管理者から承認を得た期間の最初の日」に改める。

第11条の3の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第11条の3の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、管理者の承認を得て、不妊治療休暇を受けることができる。

2 不妊治療休暇は、5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内とする。

3 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。

4 不妊治療休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 1時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第10条第8項の規定を準用する。

6 不妊治療休暇の請求に関しては、第10条第12項の規定を準用する。

第2号様式（2枚目）（表）中「結婚休暇」の次に「、不妊治療休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 6 号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和 4 5 年 4 月管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項を次のように改める。

- 5 現金出納員は、上司の命を受けて、現金の出納に関する事務を行い、1 日に取扱うことができる現金の限度額は、3 0 0 万円とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを超えて取扱うことができる。

第 2 0 条中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第 2 3 1 条の 2 第 6 項」を「第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項」に、「指定代理納付」を「指定納付受託」に改める。

第 2 2 条の 4 を次のように改める。

（指定納付受託者による納付）

第 2 2 条の 4 水道料金等を納付しようとする者は、指定納付受託者による納付の方法により水道料金等を納付することができる。

第 2 2 条の 5 を次のように改める。

第 2 2 条の 5 削除

第 2 2 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（指定納付受託者の指定等）

第 2 2 条の 6 管理者は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ当該右欄に掲げる事項及びその他必要な事項を告示しなければならない。

指定納付受託者を指定したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 指定納付受託者に納付させる水道料金等 (3) 指定日
指定納付受託者の指定の内容を変更したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 変更の内容 (3) 変更日
指定納付受託者の指定を取り消したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 取消日

第23条第4項中「、指定代理納付者」を「、指定納付受託者」に改める。

第30条第1項第12号を次のように改める。

(12) 即時支払をしなければ調達することが不能又は困難な物件の購入費

第33条第1項中「振替金額を通知したうえ「口座振替」の表示をした小切手を振出し、債権者に口座振替通知書を送付しなければならない。」を「振替金額を通知しなければならない。」に改める。

別表第6（第22条の5関係）を次のように改める。

別表第6（第22条の5関係） 削除

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の甲府市上下水道局会計規程第20条、第22条の4、第22条の5、第22条の6、第23条第4項及び別表第6の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

甲府市上下水道局管理規程第7号

甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程（昭和37年8月管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10名」を「13名以内」に改め、同項第2号中「6名」を「者」に改め、同項第3号中「各1名」を削り、同項第4号中「1名」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に「(4) 甲府水道労働組合が推薦する安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから管理者が指名した者」を加え、同条第2項を「2 前項第4号の委員の数は、同項第2号、第3号及び第5号の委員の数の合計数以上とする。」に改める。

第5条第3項中「、委員長」を「、委員会」に改める。

第9条中「及び幹事」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 8 号

甲府市上下水道局公印管守規程及び甲府市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局公印管守規程及び甲府市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局公印管守規程の一部改正)

第 1 条 甲府市上下水道局公印管守規程 (昭和 3 9 年 1 月管理規程第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「職員」を「職印」に改め、同条第 3 号中「職印の職名」を「職員の職名」に改め、同条第 4 号中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

第 4 条中「、管守者」を「、公印管守者 (以下「管守者」という。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の管守者は、別表第 1 のとおりとする。

第 6 条の見出し中「調製、廃き等」を「新調等」に改め、同条第 1 項中「調製」を「新調」に、「廃棄」を「廃止」に、「改定を受けて」を「決定を経て」に改める。

第 8 条及び第 2 号様式 (第 8 条関係) 中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

(甲府市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第 2 条 甲府市上下水道局文書取扱規程 (平成 1 9 年 4 月管理規程第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「電子計算組織」を「情報システム」に、「情報処理システム」を「システム」に改める。

第14条第1項中「(総合行政ネットワーク文書を除く。以下この条から第17条において同じ)」を削る。

第33条の2及び第34条の2を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存する第1条の既定による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局告示第14号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和4年3月11日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 指定番号 | 第458号 |
| | 指定業者名 | 古谷設備工業 |
| | 所在地 | 甲府市青葉町14-2 |
| | 代表者 | 古谷 優 |
| 2 | 指定番号 | 第459号 |
| | 指定業者名 | 秋葉設備工業 |
| | 所在地 | 南アルプス市下市之瀬1329 |
| | 代表者 | 秋葉 健 |

甲府市上下水道局告示第15号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和4年3月14日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指 定 番 号	第 2 1 2 号
指 定 業 者 名	(株)山梨施設管理
所 在 地	甲府市山宮町3271-3
代 表 者	丸 茂 元

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部活動規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 危機管理部、危機管理室の項中「防災企画班（防災企画課長）」の第7号「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」を「避難情報」に改める。

別表第1 行政経営部、人事管理室の項中「職員班（職員課長）」の第4号及び「人事制度改革担当課長班（人事制度改革担当課長）」の項を削る。また、「研修厚生班（研修厚生課長）」の第1号「部内各班への応援に関すること。」を「職員の健康管理に関すること。」に改める。

別表第1 行政経営部、契約管財室の項中「財産活用班（財産活用課長）」及び「公共施設マネジメント担当課長班（公共施設マネジメント担当課長）」の項を削る。また、「管財班（管財課長）」第2号の「借り上げ」を「借上げ」に改め、次のように、第9号及び第10号を加える。

9 公有財産（土地・建物）の総括管理に関すること。

10 公有財産（建物）の保険契約に関すること。（他の課等業務に属するものを除く。）

別表第1 行政経営部、市長室の項中に「情報発信班（情報発信課長）」を次のように加える。

情報発信班	1 災害応急対策の広報に関すること。
-------	--------------------

(情報発信課長)	2	災害状況の記録撮影に関すること。
	3	報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関すること。

別表第1 行政経営部、情報戦略室の項を削る。

別表第1 企画財務部、企画財務総室の項中に、「自治体連携班（自治連携課長）」及び「財産活用班（財産活用課長）」を次のように加える。

自治体連携班 （自治連携課長）	部内各班への応援に関すること。
財産活用班 （財産活用課長）	

別表第1 企画財務部、「連携推進室（連携推進室長）」の項を次のように改める。

政策推進室 （政策推進室長）	政策班 （政策課長）	部内各班への応援に関すること。
	SDG s 推進班 （SDG s 推進課長）	
	地域デザイン班（地域デザイン課長）	

別表1 市民部、市民総室の項中「市民班（市民課長）」の第5号を削り、第6号を第5号に改める。また、「人権男女参画班（人権男女参画課長）」の第2号から第4号を削る。

別表1 市民部、課税管理室及び収納管理室の項を削る。

別表1 福祉保健部、福祉保健総室の項中「総務班（総務課長）」に、次のように第9号及び第10号を加える。

- 9 避難行動要支援者等に関すること。
- 10 福祉避難所の開設に関すること。

別表1 福祉保健部、健康支援室の項中「健康政策班（健康政策課長）」の第2号及び第5号を削り、第3号を第2号に、第4号を第3号に、第6号を第4号に改める。

別表1 福祉保健部、健康支援室の項中「地域保健班（地域保健課長）」第3号「医療救護所の（設置、）運営」を「医療救護所の運営」に改める。また、第8号を削り、第9号を第8号に改める。

別表1 福祉保健部、保健衛生室の項中「精神保健班（精神保健課長）」の第1号を「健康増進班の応援に関すること。」から「災害時の精神保健医療活動に関すること。」に改める。

別表1 福祉保健部、保健衛生室の項中「医務感染症班（医務感染症課長）」を次のように改める。

医務感染症班 （医務感染症 課長）	1 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関すること。 2 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関すること。 3 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。 4 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。 5 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。 6 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。 7 市三師会等関係団体との調整に関すること。 8 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 9 医療救護所の設置に関すること。 10 感染症・食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。 11 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。
-------------------------	---

別表1 福祉保健部、保健衛生室の項中「生活衛生薬務班（生活衛生薬務課長）」

第2号の「医療専門ボランティア」を「医療等専門ボランティア」に、第4号を第5号に改め、次のように第4号を加える。

- 4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。
(動物園を除く)

別表第1子ども未来部、子ども未来総室の項中「子ども応援班(子ども応援課長)」に、次のように第2号を加える。

- 2 子ども屋内運動遊び場における施設利用者等の安全確保に関すること。

別表第1環境部の項を次のように改める。

環境部 (環境 部長) 甲府・ 峡東地 域ごみ 処理施 設事務 組合事 務局長 は、環 境部長 を補佐 する。	環境総 室 (環境 総室 長)	総務班 (総務課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。 5 来庁者の避難誘導に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。 7 重要書類、データの退避に関すること。 8 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。
		環境政策 班(環境 政策課 長)	部内各班への応援に関すること。
	環境対 策室 (環境 対策室 長)	ごみ収集 班 (ごみ収 集課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集、運搬及び処理に関すること。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所及び仮置き場の設置と管理に関すること。 3 がれきの分別、処理に関すること。 4 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集、運搬及び処理に関すること。 5 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。 6 支援業者への収集運搬委託及び処理委託業務に関すること。

	ごみ減量班 (ごみ減量課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談に関する事。 3 指定管理者制度導入施設(リサイクルプラザ)における施設利用者等の安全確保に関する事。
	環境保全班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関する事。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関する事。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関する事。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関する事。

別表第1まちづくり部、まち開発室の項中「地域デザイン班(地域デザイン課長)」を削り、「公園緑地班(公園緑地課長)」及び「建築指導班(建築指導課長)」を、次のように加える。

公園緑地班 (公園緑地課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 庁用自動車の移動に関する事。
建築指導班 (建築指導課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の建築指導に関する事。 2 被災者に対する建築相談に関する事。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関する事。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関する事。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関する事。 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。

別表第1まちづくり部、まち整備室の項中「公園緑地班(公園緑地課長)」を削り、「建築営繕班(建築営繕課長)」を、次のように加える。

建築営繕班 (建築営繕課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急収容施設の建築に関する事。 2 応急仮設住宅の建築等に関する事。
-------------------	---

長)	<ul style="list-style-type: none"> 3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。 4 被災した住宅の応急修理に関すること。 5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。
----	--

別表第1まちづくり部、施設整備室の項を削る。

別表第1病院部、病院事務総室の項中「経営企画班（経営企画班長）」を「経営企画班（経営企画課長）」に、「感染管理班（感染管理部）」を「感染管理班（感染管理部長）」に改める。

別表第1教育部、教育総室の項中「学校教育班（学校教育課長）」の第3号及び第4号を削る。

別表第1教育部、生涯学習室の項中「生涯学習班（生涯学習課長）」に、次のように第2号及び第3号を加える。

- 2 各公民館・総合市民会館等の被災状況の実態調査に関すること。
- 3 所管施設の利用者の避難誘導に関すること。

別表第2（別紙その1）、まちづくり部の項中「施設整備室」を削り、消防部を次のように改める。

消防部	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。
-----	----------------------

別表第2（別紙その2）、行政経営部の項中「総務総室」を削る。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部活動規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「東日本旅客鉄道株式会社」を「東日本旅客鉄道株式会社甲府地区センター」に、「東海旅客鉄道株式会社」を「東海旅客鉄道株式会社静岡支社」に、「中日本高速道路株式会社八王子支社」を「中日本高速道路株式会社八王子支社甲府保全サービスセンター」に、「及び一般社団法人甲府市医師会」を「・一般社団法人山梨県医師会及び山梨県地域整備公社」に改める。

別表第1 危機管理部、危機管理室の項中「防災企画班（防災企画課長）」の第7号「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示」を「避難情報」に改める。

別表第1 行政経営部、人事管理室の項中「職員班（職員課長）」の第4号及び「人事制度改革担当課長班（人事制度改革担当課長）」の項を削る。また、「研修厚生班（研修厚生課長）」の第1号「部内各班への応援に関する事。」を「職員の健康管理に関する事。」に改める。

別表第1 行政経営部、議会総室の項中、「議会総務班（総務課長）」を「総務班（総務課長）」に改める。

別表第1 行政経営部、契約管財室の項中「財産活用班（財産活用課長）」及び「公共施設マネジメント担当課長班（公共施設マネジメント担当課長）」の項を削る。また、「管財班（管財課長）」に、次のように第6号から第9号を加える。

- 6 市有財産の管理に関する事。
- 7 庁用車（本庁車）の移動に関する事。
- 8 公有財産（土地・建物）の統括管理に関する事。

9 公有財産（建物）の保険契約に関すること。（他の課等業務に属するものを除く。）

別表第1行政経営部、市長室の項中に、「情報発信班（情報発信課長）」を次のように加える。

情報発信班 （情報発信課 長）	1	災害応急対策の広報に関すること。
	2	災害状況の記録撮影に関すること。
	3	報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関すること。

別表第1行政経営部、情報戦略室の項を削る。

別表第1企画財務部、企画財務総室の項中に、「自治体連携班（自治連携課長）」及び「財産活用班（財産活用課長）」を次のように加える。

自治体連携班 （自治連携課 長）	部内各班への応援に関すること。
財産活用班 （財産活用課 長）	

別表第1企画財務部、「連携推進室（連携推進室長）」の項を次のように改める。

政策推進室 （政策推進 室長）	政策班 （政策課長）	部内各班への応援に関すること。
	SDG s 推進班 （SDG s 推進 課長）	
	地域デザイン 班（地域デザ イン課長）	

別表1市民部、市民協働室の項中、「協働支援担当班（協働支援課長）」を「協働支援班（協働支援課長）」に改める。

別表1市民部、課税管理室及び収納管理室の項を削る。

別表1福祉保健部、福祉保健総室の項中「総務班（総務課長）」に、次のように第9号及び第10号を加える。

- 9 避難行動要支援者等に関すること。
- 10 福祉避難所の開設に関すること。

別表1 福祉保健部、健康支援室の項中「健康政策班（健康政策課長）」の第2号及び第5号を削り、第3号を第2号に、第4号を第3号に、第6号を第4号に改める。

別表1 福祉保健部、健康支援室の項中「地域保健班（地域保健課長）」第3号「医療救護所の（設置、）運営」を「医療救護所の運営」に改める。また、第8号を削り、第9号を第8号に改める。

別表1 福祉保健部、保健衛生室の項中「精神保健班（精神保健課長）」の第1号を「健康増進班の応援に関すること。」から「災害時の精神保健医療活動に関すること。」に改める。

別表1 福祉保健部、保健衛生室の項中「医務感染症班（医務感染症課長）」を次のように改める。

医務感染症班 (医務感染症課長)	1 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関すること。
	2 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関すること。
	3 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。
	4 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。
	5 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。
	6 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。
	7 市三師会等関係団体との調整に関すること。
	8 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。
	9 医療救護所の設置に関すること。
	10 感染症・食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。
	11 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。

別表1 福祉保健部、保健衛生室の項中「生活衛生業務班（生活衛生業務課長）」第2号の「医療専門ボランティア」を「医療等専門ボランティア」に、第4号を第5号に改め、次のように第4号を加える。

- 4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。
(動物園を除く)

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室の項中「子ども応援班（子ども応援課長）」に、次のように第2号を加える。

2 子ども屋内運動遊び場における施設利用者等の安全確保に関すること。

別表第1 環境部の項を次のように改める。

環境部 (環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、環境部長を補佐する。	環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。 5 来庁者の避難誘導に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。 7 重要書類、データの退避に関すること。 8 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。
		環境政策班 (環境政策課長)	部内各班への応援に関すること。
	環境対策室 (環境対策室長)	ごみ収集班 (ごみ収集課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集、運搬及び処理に関すること。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所及び仮置き場の設置と管理に関すること。 3 がれきの分別、処理に関すること。 4 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集、運搬及び処理に関すること。 5 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。 6 支援業者への収集運搬委託及び処理委託業務に関すること。
		ごみ減量班 (ごみ減量課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談に関すること。 3 指定管理者制度導入施設(リサイクルプラザ)における施設利用者等の安全確保に関すること。
		環境保全班 (環境保全課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関すること。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関すること。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関すること。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関すること。

別表第1まちづくり部、まち開発室の項中、「地域デザイン班（地域デザイン課長）」を削り、「公園緑地班（公園緑地課長）」及び「建築指導班（建築指導課長）」を、次のように加える。

公園緑地班 （公園緑地課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 庁用自動車の移動に関すること。
建築指導班 （建築指導課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域（建築基準法第85条）を指定する業務に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。

別表第1まちづくり部、まち整備室の項中、「公園緑地班（公園緑地課長）」を削り、「建築営繕班（建築営繕課長）」を、次のように加える。

建築営繕班 （建築営繕課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急収容施設の建築に関すること。 2 応急仮設住宅の建築等に関すること。 3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。 4 被災した住宅の応急修理に関すること。 5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。
-------------------	---

別表第1まちづくり部、施設整備室の項を削る。

別表第1病院部、病院事務総室の項中「経営企画班（経営企画班長）」を「経営企画班（経営企画課長）」に、「感染管理班（感染管理部）」を「感染管理班（感染管理部長）」に改める。

別表第1教育部、教育総室の項中「学校教育班（学校教育課長）」の第3号及び第4号を削る。

別表第1教育部、生涯学習室の項中「生涯学習班（生涯学習課長）」に、次のように第2号及び第3号を加える。

- 2 各公民館・総合市民会館等の被災状況の実態調査に関すること。
- 3 所管施設の利用者の避難誘導に関すること。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院 看護部 主任 山下 圭太
退職を承認する
以上 発令日 令和 4年 3月 4日

福祉保健部 保険経営室健康保険課 主事 徳嶽 まゆみ
退職を承認する
以上 発令日 令和 4年 3月 18日

清水 孝貢
甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する
以上 発令日 令和 4年 3月 24日

市立甲府病院 診療部 医師 山崎 茉美
退職を承認する
以上 発令日 令和 4年 3月 27日

行政経営部 部長 長坂 哲雄
企画財務部 課税管理室 室長 芦澤 徹
市民部 市民総室総務課 主幹 林 克己
市民部 市民総室総務課 課長補佐 田中 紀雄
市民部 上九一色出張所 係長 佐野 恒夫
福祉保健部 保健衛生監 部長 古屋 好美
福祉保健部 保険経営室健康保険課 主幹 宮川 孝雄
環境部 環境総室環境保全課 課長補佐 楠 由美
環境部 廃棄物対策室減量課 技能主任 相川 悦子
環境部 廃棄物対策室収集衛生課 技能主任 鷹野 良次
環境部 廃棄物対策室廃棄物対策課 主任 萩原 豪人
環境部 廃棄物対策室廃棄物対策課 統括主任 水庭 崇
産業部 部長 志村 一彦
産業部 市場経営室経営管理課 課長補佐 木之瀬 常仁
まちづくり部 部長 根津 豊
まちづくり部 まち整備室都市整備課 係長 前嶋 洋一
まちづくり部 まち整備室公園緑地課 統括主任 小林 睦人

会計管理者

室長

本田 信人

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和 4年 3月31日

福祉保健部

課長

秋山 繁人

山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和 4年 3月31日

環境部

部長

向山 秀樹

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和 4年 3月31日

行政経営部	行政経営総室法制課	課長補佐	筒井 洋
市民部	市民総室総務課	技能主任	佐野 みのり
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主任	宮川 佳代子
福祉保健部	健康支援室地域保健課	係長	山本 知恵
福祉保健部	健康支援室地域保健課	技師	藤井 絢香
福祉保健部	保険経営室介護保険課	係長	京島 明未
福祉保健部	保険経営室介護保険課	主事	内藤 宙
子ども未来部	子ども未来総室総務課	主事	赤坂 若菜
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主任	佐藤 麻美
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	臼井 真依
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	山口 初乃香
産業部	商工振興室商工課	係長	渡辺 一博
産業部	農林振興室農政課	技師	戸嶋 夢歩
産業部	農林振興室就農支援課	課長	野呂瀬 仁
まちづくり部	まち整備室都市整備課	技師	加藤 康志郎
まちづくり部	リニア交通室交通政策課	係長	小林 達哉
市立甲府病院	診療部	科部長	西山 義久
市立甲府病院	診療部	科長	福島 久貴
市立甲府病院	診療部	科長	高木 司
市立甲府病院	診療部	医師	依田 宏貴

(各通)

退職を承認する

以上 発令日 令和4年 3月31日

(議会局)

議会局 議会総室総務課 課長補佐 小田切 孝
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和4年 3月31日

(教育委員会)

教育部		部長	饗場 正人
教育部	教育総室学事課	作業主任	大石 洋介
教育部	教育総室甲府商科専門学校事務局	課長	碓井 正則
教育部	教育総室甲府商科専門学校事務局	課長補佐	小島 篤
教育部	生涯学習室生涯学習課	課長補佐	深澤 宏樹
教育部	生涯学習室生涯学習課	係長	清水 俊美
教育部	生涯学習室生涯学習課	係長	鈴木 英男
教育部	生涯学習室生涯学習課	係長	小林 隆
教育部	生涯学習室生涯学習課	主任	赤池 秀子
教育部	生涯学習室図書館	課長	本田 芳紀

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和4年 3月31日

教育部	教育総室学校教育課	課長	寺田 是
教育部	教育総室学校教育課	課長補佐	大森 豊
教育部	教育総室学事課	課長補佐	中村 恵美子
教育部	教育総室学事課	課長補佐	深沢 恵
教育部	生涯学習室図書館	課長補佐	村田 滋人

(各通)

退職を承認する

以上 発令日 令和4年 3月31日

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局 主幹 山本 栄泉
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和4年 3月31日

(上下水道局)

業務部	営業管理室給排水課	課長	遠藤 博臣
業務部	営業管理室給排水課	主幹	塚原 伸
工務部		部長	萩原 秀幸
工務部	工務総室計画課	課長補佐	塩澤 圭二
工務部	水道管理室	室長	桜林 健

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和4年3月31日

工務部	水道管理室水道課	主任	平山 新
-----	----------	----	------

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和4年3月31日